

第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ

地震・津波被災地域における復興事業の総括に係る資料 目次

第2回 WG

1. ハード整備（基本方針1.（1）①） 災害復旧事業 等	分冊1 p1
2. 住まいとまちの復興（基本方針1.（1）④） 宅地造成、家賃低廉化・特別家賃低減事業、土地活用ハンズオン事業	分冊1 p9
3. 産業・生業（基本方針1.（1）⑤）	分冊2 p23
3-1 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）	分冊2 p31
3-2 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（津波立地補助金）	分冊2 p37
3-3 東日本大震災復興特別区域法（特区税制）	分冊2 p45
3-4 二重ローン対策（CREB、産業復興機構）	分冊2 p51
3-5 新ハンズオン支援事業、結の場	分冊2 p58
3-6 新しい東北	分冊2 p67
※3-3のうち金融特例、規制特例、復興整備計画については、第3回の議題とする。	
4. 地方単独事業等（基本方針1.（1）⑥）	
4-1 人材確保対策支援	分冊3 p76
4-2 震災復興特別交付税	分冊3 p83
5. 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承（基本方針1.（3））	国営追悼・記念施設、震災遺構・伝承施設／伝承団体、 ノウハウの普及展開・復興政策の評価、万国博覧会での発信 ...分冊3 p92

第3回 WG

3. 産業・生業（基本方針1.（1）⑤）	
3-3 東日本大震災復興特別区域法（金融特例、規制特例、復興整備計画）	
7. 心のケア等の被災者支援（基本方針1.（1）②）	
7-1 被災者支援総合交付金事業	
7-2 災害援護資金	
8. 被災した子どもに対する支援（基本方針1.（1）③）	
8-1 スクールカウンセラー	
8-2 就学援助	
8-3 教員加配	

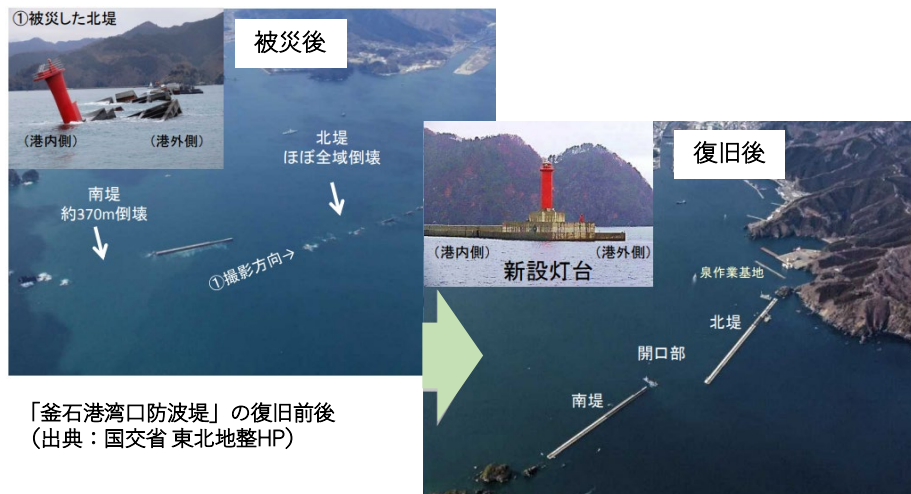
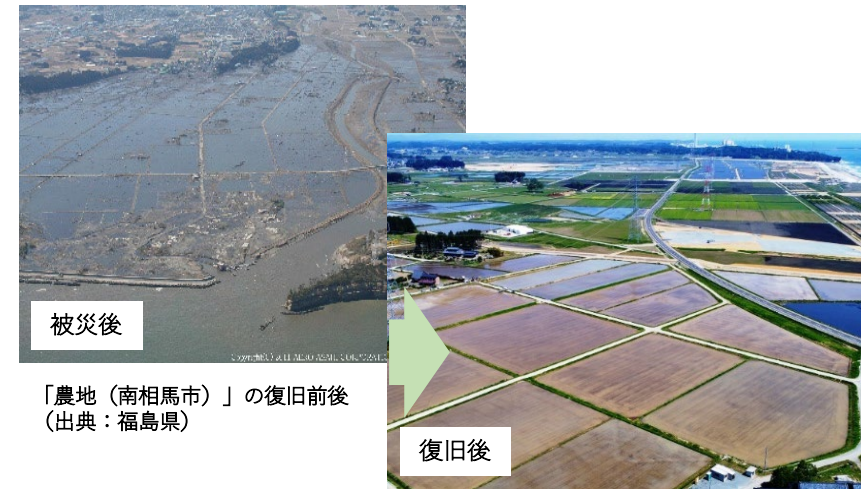
※産業・生業のうち水産業支援に関しては、原子力災害被災地域における復興事業の総括の中でまとめて検討する。

1 これまでの主な取組

- ・ **道路**
被災した道路の復旧や復興道路、復興支援道路の整備を推進
- ・ **鉄道**
被災した鉄道の復旧や運行の再開
- ・ **港湾**
被災した港湾施設の復旧、整備を推進
- ・ **海岸（防潮堤）**
被災した海岸堤防等の復旧、整備を推進
- ・ **河川**
被災した河川管理施設の復旧、整備を推進
- ・ **農地**
被災した農地の営農再開に向け、農地の復旧や除塩等を進めるとともに、農地の復旧と一体的に農地の大区画化を推進
- ・ **漁港**
陸揚げ機能の回復に向け、漁港の復旧、整備を推進



「国道45号二十一浜橋」の復旧前後（出典：復興政策10年間の振り返り）

「釜石港湾口防波堤」の復旧前後
（出典：国交省 東北地整HP）「農地（南相馬市）」の復旧前後
（出典：福島県）

2 成果

- ・ **道路**
本復旧を令和2年3月までに直轄区間1,161kmを完了
令和3年12月までに復興道路・復興支援道路570km全線開通
- ・ **鉄道**
三陸鉄道リアス線（JR東日本から運営移管）は、平成31年3月に運転再開
JR常磐線は、令和2年3月に浪江～富岡駅間が開通したことにより全線運転再開
これにより、令和2年3月までに、BRTによる復旧を含め旅客鉄道の被災路線2,351km全てで運行を開始
- ・ **港湾**
平成29年度までに、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤の復旧が完了し、
被災した港湾のうち復旧工程計画に定められた港湾施設131か所の全てで復旧が完了
- ・ **海岸（防潮堤）**
復旧・復興工事を計画した621地区について、99%（616地区）で工事完了（令和5年9月末時点）
- ・ **河川**
本復旧を平成27年3月までに直轄区間で被災した河川管理施設の2,115箇所のを完了
- ・ **農地**
津波被災農地19,660haのうち96%（福島県の原子力被災市町内の一部（820ha）を除く全ての農地）
で営農再開が可能（令和5年9月末時点）
農地の大区画化等ハード事業に加え、農地の利用集積を進めることで大規模で労働生産性の高い
農業経営を展開。
- ・ **漁港**
319漁港全ての陸揚げ岸壁の機能が回復（令和4年3月まで）
(※道路や河川など県市町村管理区間では、未完了事業が一部存在。)

関連指標等

公共インフラの復旧・復興の進捗状況（復興道路・復興支援道路）

○ 令和3年12月18日の三陸沿岸道路の全線開通をもって、復興道路・復興支援道路が全線開通。

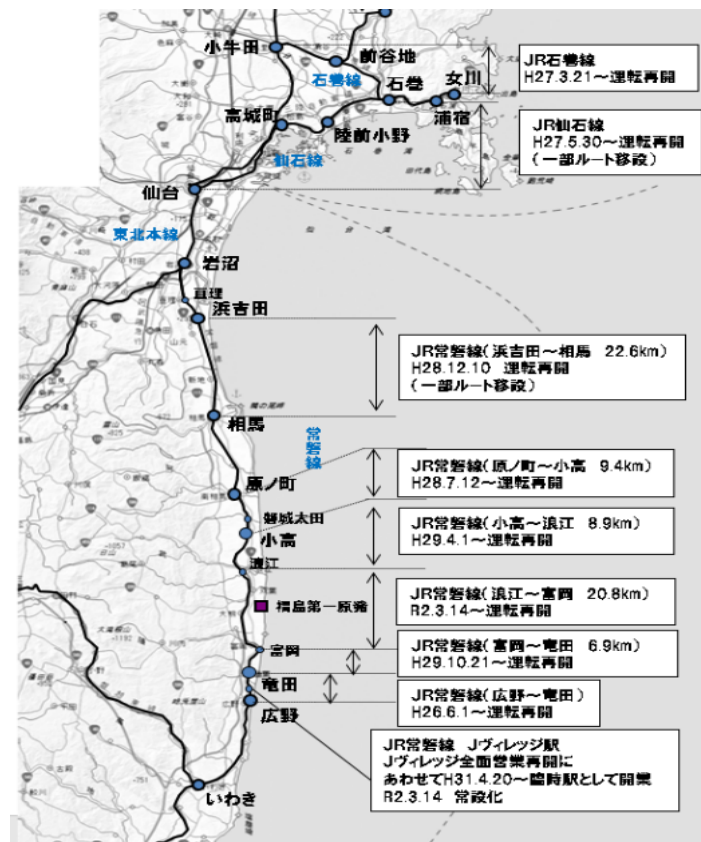
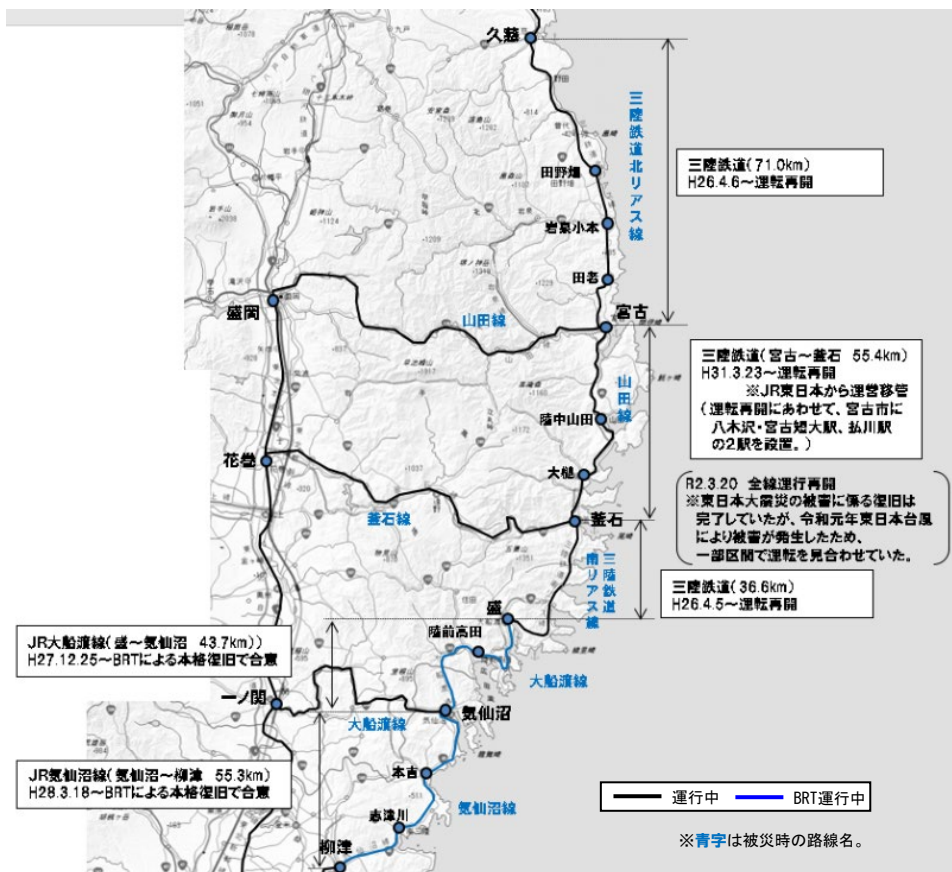


	路線名	計画延長	供用済延長	事業中箇所延長
復興道路	三陸沿岸道路 (仙台～八戸)	約359km	359km (100%)	—
復興支援道路	宮古盛岡横断道路	約66km	66km (100%)	—
	東北横断自動車道釜石秋田線 (釜石～花巻)	約80km	80km (100%)	—
	東北中央自動車道 (相馬～福島)	約45km	45km (100%)	—
	みやぎ県北高速幹線道路	約20km	20km (100%)	—
合計		約570km	570km (100%)	—

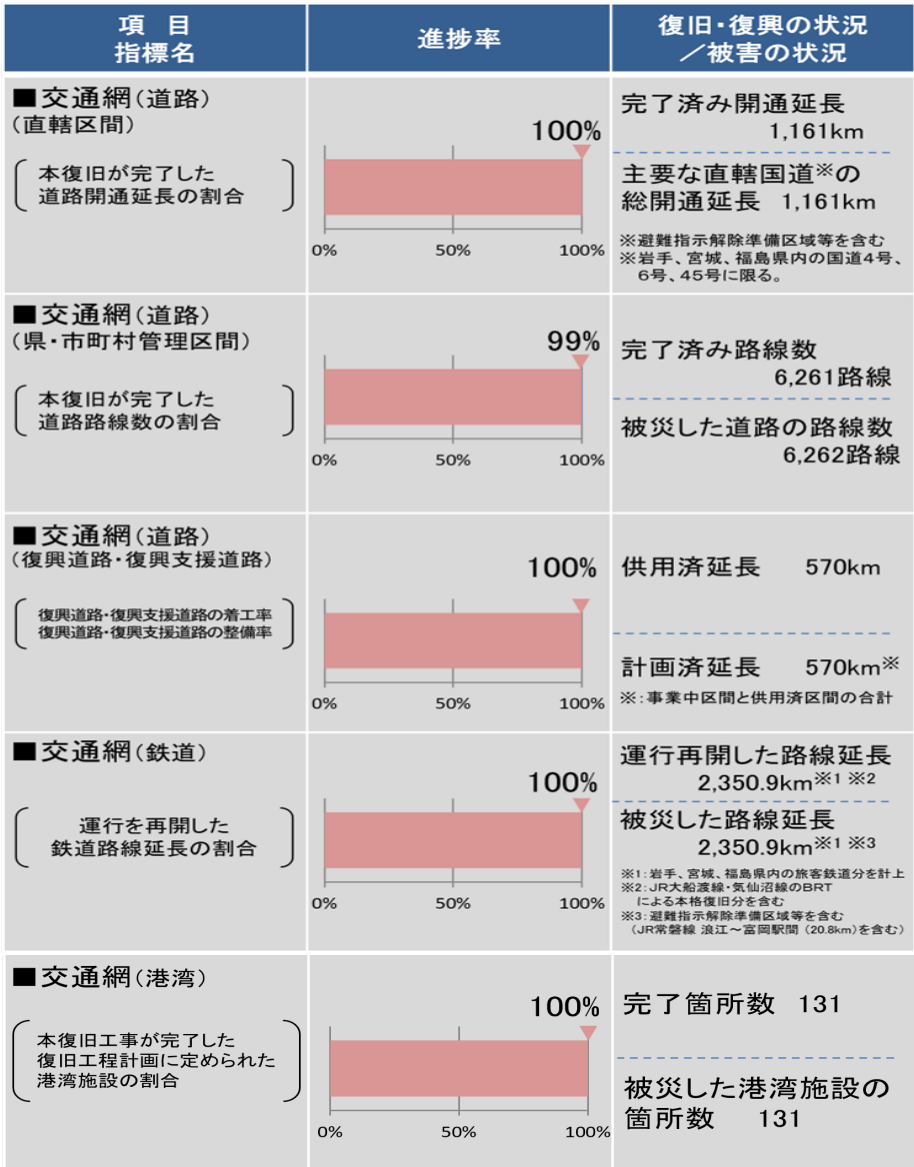
関連指標等

公共インフラの復旧・復興の進捗状況（鉄道）

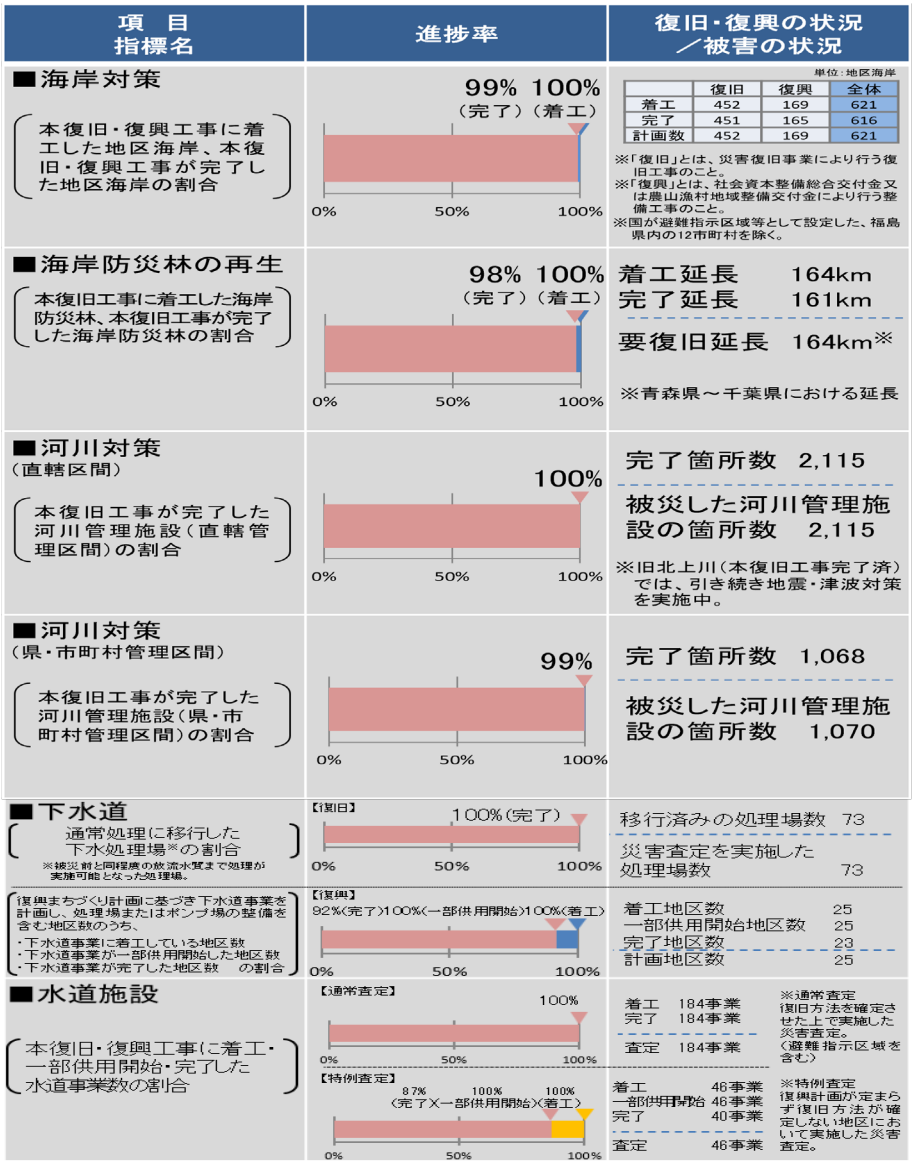
- 三陸鉄道リアス線（JR東日本から運営移管）は、2019年3月23日に運転再開。
- JR常磐線は、2020年3月14日に浪江～富岡駅間が運転再開したことにより、全線運転再開。
- これにより、東日本大震災により被災した鉄道はBRTによる復旧を含め全て復旧。



関連指標等

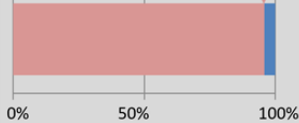
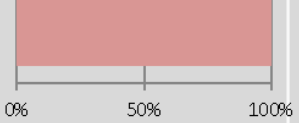
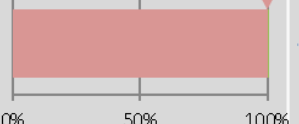
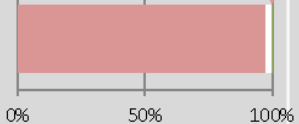


* 1 空港機能については100%復旧
* 2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
* 3 復興庁調べ (令和5年9月末時点)



* 1 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
* 2 復興庁調べ (令和5年9月末時点)

関連指標等

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■農地 〔津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合〕	 96%	営農再開可能面積 18,840ha 津波被災農地面積※ (農地転用等を除く) 19,660ha ※青森県～千葉県における津波被災農地面積21,480ha(避難指示区域を含む)	■漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港〕	 100% (完了)	全機能が回復済みの漁港数 319 被災した漁港数 319
* 農林水産省からの情報提供を基に復興庁作成 (令和5年9月末時点)			■養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕	 100%	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数
			■水産加工施設 〔被災3県※で業務再開を希望する水産加工施設のうち、業務再開した施設の割合 (R3.12月末時点)〕	 98%	業務再開した施設数 755 業務再開を希望する水産加工施設数 767
			※被災3県(岩手県、宮城県、福島県)		

* 水産庁「東日本大震災からの水産業復興へ向けた現状と課題(令和5年3月)」及び農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(令和4年12月)」のデータを基に復興庁作成

参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 2．住まいとまちの復興

- （２）被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

○ 今後の課題

- ・復興のために整備されたインフラについて、人口減少が進展する中で、今後とも地方公共団体が自ら継続的に維持・管理していくことが必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・交通・物流網等の整備に当たっては、国・県・市町村等の関係機関が連携し、個別の箇所ごとに工事の進捗管理を徹底することが重要。
- ・災害廃棄物の専門家のネットワーク構築や、各地域での計画策定・訓練等、平時からの備えが重要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

12. 道路、海岸・河川、港湾、農地

○主な評価・教訓

■道路

- ー 震災直後から、内陸から被災地への啓開ルートを集約して明確化し、集中的に点検・調査を実施することにより、迅速な応急復旧に寄与した。

■海岸・河川

- ー 海岸事業の実施にあたっては、砂浜を保全した例や、海への眺望を確保した例、景観に配慮した例など、地域住民の意見を尊重しながら堤防デザインを工夫した事例が多く見られる。

■港湾

- ー 東北地方の港湾におけるコンテナ取扱貨物量は、震災前から約1.5倍に増加（令和元年／平成22年）し、またクルーズ船の寄港は約2.4倍に増加（同年比較）するなど、施設整備によって機能強化された港湾は地域経済に大きく貢献している。

■農地

- ー 農地の復旧と併せて大区画化が実施され、経営規模の拡大と経営の合理化が図られ、農業生産性の向上と農業経営の安定化等に寄与。

2 住まいとまちの復興

1 これまでの主な取組

- 宅地造成
 - ・被災市町村における高台等の宅地造成及び災害公営住宅の整備を推進。
- 家賃低廉化・特別家賃低減事業
 - ・災害公営住宅入居者に対する家賃対策補助については、家賃低廉化事業（管理開始から20年間）と特別家賃低減事業（管理開始から10年間）を実施。東日本大震災向けの家賃低廉化事業については、その他の激甚災害と比較し、管理開始後10年間は補助率を上乗せ。
- 土地活用ハンズオン支援事業
 - ・移転元地や土地区画整理事業造成地の活用を促進するため、令和3年度より土地活用に関するワンストップ相談窓口を設置するとともに、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話・サポートを行う土地活用ハンズオン支援の取組を開始。
 - ・これまでの3年間で、被災3県で造成地8件、移転元地11件の復興庁直轄調査を実施。
 - ・被災自治体等と約200回にわたる対話を通じて、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定などを即地的に支援し、被災自治体の土地活用に向けた持続的・自立的な取組を促進。
 - ・土地活用ハンズオン支援を通じて、復興施策と一般施策とを連携させ、政府全体の施策の総合的な活用を図りながら、被災自治体の土地活用の取組を後押し。

2 成果

○ 宅地造成

- ・土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業による宅地造成については、計画した合計18,226戸全てが令和2年末までに完了。
- ・災害公営住宅については、帰還者向けの災害公営住宅を除き計画した29,654戸全てが令和2年末までに完了。

○ 家賃低廉化・特別家賃低減事業

- ・令和4年度は21,657戸に対し補助を実施。

○ 土地活用ハンズオン支援事業

- ・土地区画整理事業や防災集団移転促進事業による宅地造成においては、被災者の意向を踏まえて事業規模を検討したにもかかわらず、結果として、地区によっては造成地に空き区画や未利用地が生じた。
- ・また、移転元地等についても、災害危険区域として用途に制約があることに加え、買取った公有地と買取されなかった民有地が混在しそのままでは利活用しにくいこと、住宅の高台移転や人口減少による土地利用ニーズの低下により利活用の見込みが立たないこと等が課題。
- ・そのため、令和3年度からの土地活用ハンズオン支援により、移転元地での地域特性を活かした農業推進や協働による緑化、造成地における官民連携によるビジョンづくり、実働的な土地バンクなどの取組が進められ、土地活用に向けた取組は着実に前進。

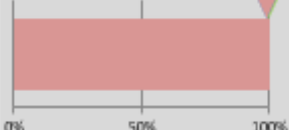
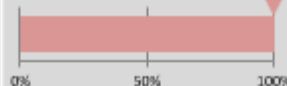
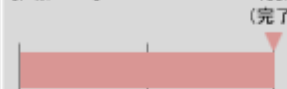
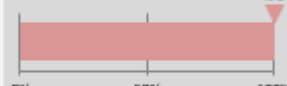
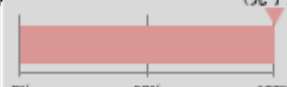
◆移転元地活用率（約70%（R2.12） → 約75%（R5.12））

◆造成地活用率（約67%（R2.12） → 約74%（R5.12））

※【参考】東北における土地活用率は約82%（平成30年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局））

- ・次のような具体的な取組により、自治体における自立的・持続的な土地活用の取組を促進。
 - ◆岩手県陸前高田市では、土地バンクの改善取組において、土地バンク利用者への助成制度を創設。
 - ◆宮城県石巻市では、住民等との協働による荒廃地の緑化推進を支援し、他地域への水平展開も検討中。
 - ◆宮城県気仙沼市では、宅建業団体と連携した土地バンクの改良により、取引件数が大幅に増加。
- ・復興庁が関係省庁との調整・橋渡しを実施し、被災自治体において一般施策等の支援制度（地方創生推進交付金（R5からデジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】）など）を活用した取組を実施。

関連指標等

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■災害公営住宅 (災害公営住宅の 用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合) ※供給計画は「住まいの復興工程表」 (R4.1末時点)による。 ※進捗率には、整備をとりやめた123戸及 び経過措置向け災害公営住宅の戸数を含 んでいない。	100%(用地確保) 100%(工事着手) 100%(工事完了) 	用地確保済み戸数 30,230 (29,654) 建築工事着手戸数 30,085 (29,654) 建築工事完了戸数 30,085 (29,654) 計画戸数 30,230 (29,654) ※()内の数値は整備をとりやめた123戸及 び経過措置向け災害公営住宅を除いた戸数	■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合) ※災害公営住宅のみにより宅 地供給される地区を含む	【地区ベース】 100% (完了)  着工 324地区 完了 324地区 計画 324地区 【戸数ベース】 100% (完了)  着工 8,336戸 完了 8,336戸 計画 8,336戸	
高台移転 防災集団移転促進事業 〔 岩手県宮古市田老地区 〕		■復興まちづくり (土地区画整理事業) (造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合) ※防災集団移転促進事業や災 害公営住宅のみにより宅地 供給される地区を含む	【地区ベース】 100% (完了)  着工 50地区 完了 50地区 計画 50地区 【戸数ベース】 100% (完了)  着工 9,395戸 完了 9,395戸 計画 9,395戸 ※1: 宅地の 一部を引 渡した地 区を計上 ※2: 一部完 了地区で 供給され た戸数も 含む		
漁業集落防災機能強化事業 〔 宮城県女川町大石原浜地区 〕		■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) (事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合)	【地区ベース】 100% (完了)  着工 36地区 完了 36地区 計画 36地区 【戸数ベース】 100% (完了)  着工 495戸 完了 495戸 計画 495戸		

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ (令和5年9月末時点)

災害公営住宅の整備及び高台移転による宅地造成は、令和2年末に全て完成した。

※帰還者向けの災害公営住宅を除く

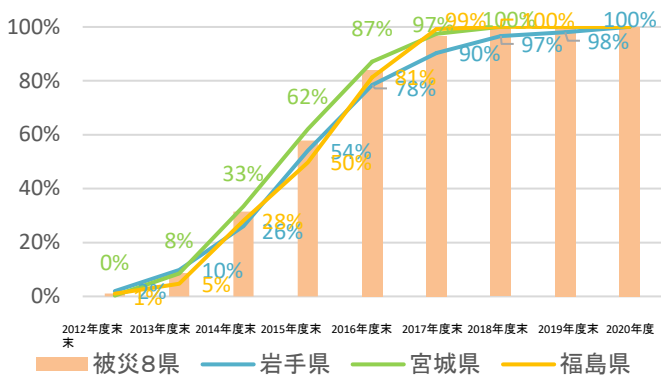
災害公営住宅

- ・計画戸数：29,654戸（うち被災3県29,230戸）
- ・完成戸数：29,654戸（うち被災3県29,230戸）（R2.12末現在）
（進捗率：100%（帰還者向けを除く））

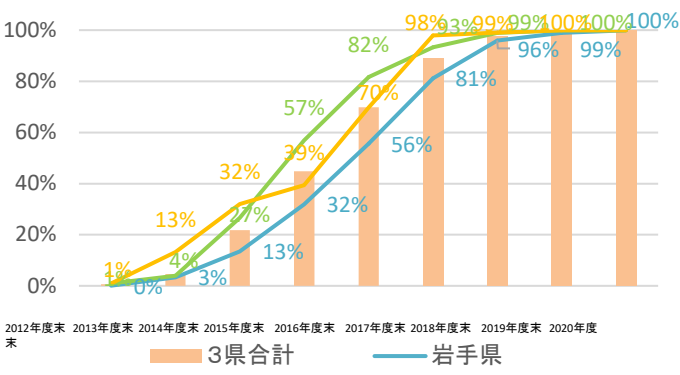
高台移転による宅地造成

- ・計画戸数：18,226戸
- ・完成戸数：18,226戸（R2.12末時点）
（進捗率：100%）

○災害公営住宅整備完了進捗率



○民間住宅等用地造成工事完了進捗率



※被災3県における入居率（平均）：約92%（R5.3末現在）

	管理戸数 ※(A)	入居決定 戸数(B)	入居率 (B/A)
岩手県	5,827	5,290	90.8%
宮城県	15,787	14,933	94.6%
福島県	7,454	6,461	86.7%
3県計	29,068	26,684	91.8%

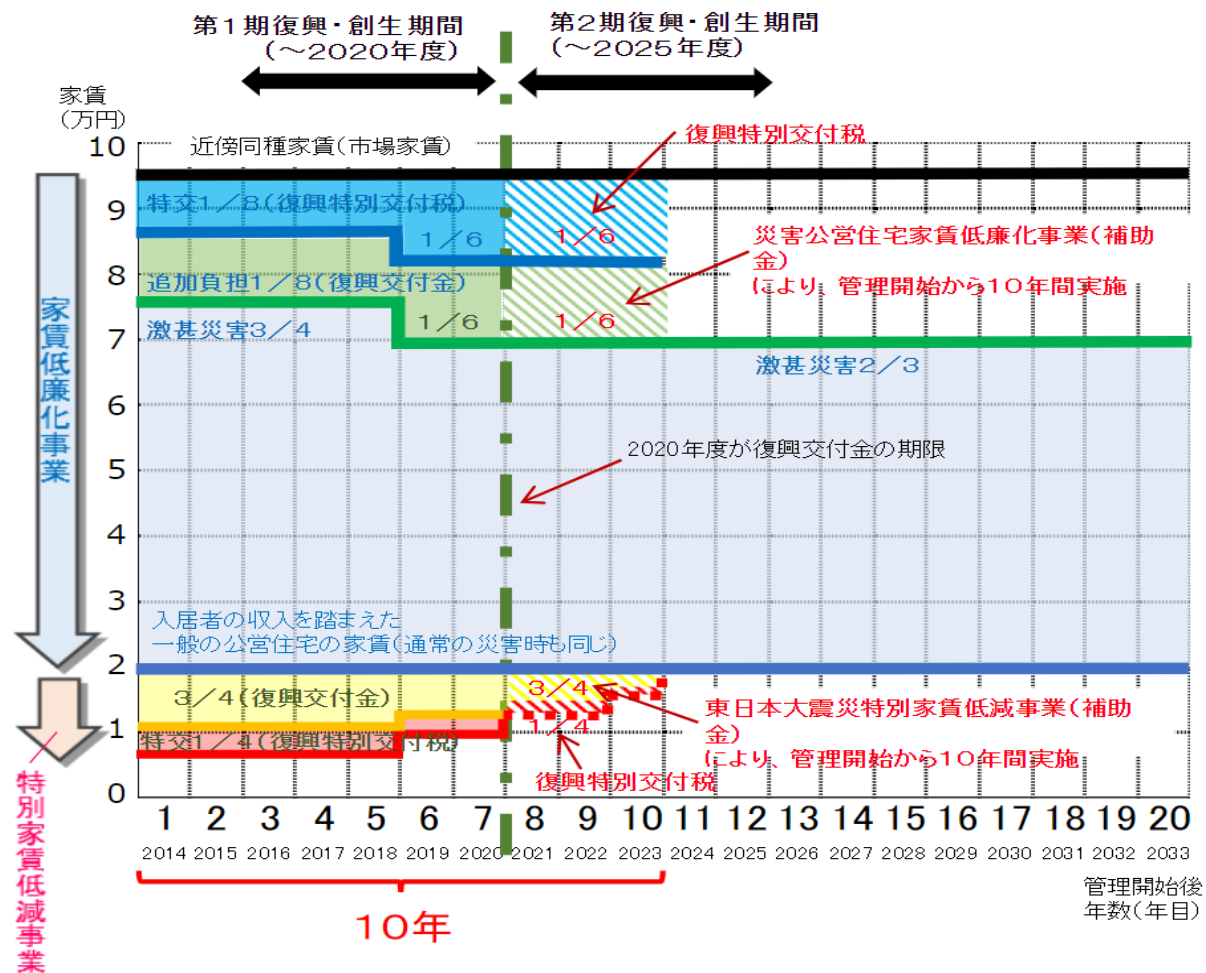
※払下げ、用途廃止により、管理戸数（3県で29,068戸）は整備戸数（29,230戸）よりも少なくなっている。

※被災3県における土地区画整理事業実施地区のうち土地活用済の割合：74%（R5.12末時点）

注) 民間住宅等用地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。
注) 災害公営住宅の進捗率には、原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。
注) 被災3県とは、岩手県、宮城県、福島県の3県の他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県を合わせた計8県のことである。

家賃低廉化事業・特別家賃低減事業
令和6年度予算額 216億円

＜(例)2014年度管理開始の公営住宅の家賃補助イメージ＞



これまでの土地活用ハンズオン支援の主な取組事例と効果

移転元地での地域特性を活かした農業推進や協働による緑化、造成地における官民連携によるビジョンづくり、実働的な土地バンクなど具体的な成果につながっている。

官民連携による観光農園の整備プロジェクトが進行中

【宮城県東松島市：移転元地】

東松島市での「令和の果樹の花里づくり」を支援。

- ① 約20haの移転元地と民有地を活用したビジョンづくり
- ② ビジョンを踏まえ、第1期エリア約6haを工事中

- ・令和3～4年度に、移転元地の利活用を図るべく、市と民間プレイヤー（地元農業法人等）の官民プラットフォームを構築し、観光農園のビジョンを検討
- ・実際に事業化に関わるメンバーによるワーキングを通じて、「官民連携ビジョン」をとりまとめ、構想を具体化
- ・既存梅園に続く、イチゴ農園を皮切りに、プロジェクトが始動し、第1期工事中



先行整備されたイチゴ農園の様子



盛土工事中(R5.9)



官民連携ビジョン（構想図）

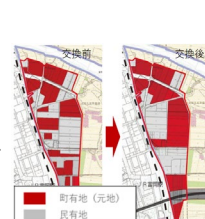
移転元地を集約し地域特性を活かした緑・農の土地利用を実現

【福島県富岡町：移転元地】

富岡町での「遊休グリーンベルト」の実現方策や保全の検討を支援。

- ① 富岡駅東地区について先行的に移転元地の集約を推進
- ② 公募により民間プレイヤーによる緑・農を実現（約2.6ha）

- ・令和3年度に、民間活用が期待される富岡駅東地区について、移転元地の集約、地域特性を活かした農・緑をコンセプトにした方針（遊休グリーンベルト）を検討
- ・令和4年度以降、土地交換・集約を進めるとともに、段階的な民間プレイヤーへの貸付や公募等による土地利用実現に向けた取組を実施
- ・令和5年度の公募により、地域振興に資する、ブドウ農園拡大やワイナリーとしての活用が決定



移転元地の集約イメージ



既存ブドウ農園の様子

住民等との協働により荒廃地の緑化を推進

【宮城県石巻市・（一社）ウィアーワン北上：移転元地】

（一社）ウィアーワン北上の「平地の杜プロジェクト」の自走を支援。

- ① 「平地の杜プロジェクト」の進展と共に、地区の元地活用が約1.5haに拡大
- ② 北上地域や市内他地区への水平展開を検討中（モデル的活動）

- ・令和3～4年度に、荒廃が進む集落跡地である移転元地を対象として「平地の杜づくり」活動を開始し、活動の自立自走に向け検討。
- ・令和4年度に、グリーンインフラ大賞（国土交通大臣賞）を受賞
- ・令和5年度以降も、仲間づくり・担い手育成、広報・発信を継続し、本地区活動とともに、他地区でも活動を開始



活動進展、エリア拡大等の取組継続中



施工会（WS）の継続的開催



宅建業団体と連携した土地バンクの改良により造成宅地の活用を推進

【宮城県気仙沼市：造成地】

南気仙沼・鹿折地区の土地バンク制度改良、官民連携による仕組み構築を支援。

- ① 宅建協会・不動産協会と連携した土地バンク制度に改良
- ② 令和5年度に新たな土地バンク制度の運用を開始し、13件契約成立

- ・令和3年度から、停滞していた民有地活用促進のため、土地バンク制度改良に着手。宅建業団体との連携、土地所有者意向調査、土地カルテ・広報ツールを作成。
- ・令和4年度に、デベロッパー等へのヒアリングにより土地活用の可能性や課題を把握し、不動産業者のセールスに必要な情報を整理・提供。



土地バンク制度
協定締結式
（気仙沼市・宅建協会・
不動産協会）



新制度で取引件数が増加
（三陸新報R6.3.18より）

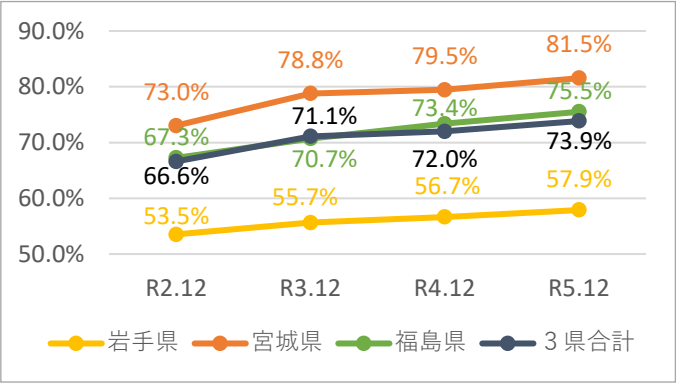
・ 移転元地及び区画整理造成地における土地活用に向けた取組は、ハンズオン支援等により着実に前進。

【区画整理造成地の活用状況】

土地区画整理事業（65地区）の造成地の活用状況（R5.12現在）

	土地区画整理事業による宅地供給 ^{注1)}		
	全体※	土地活用済 ^{注2)}	全体に対する 土地活用済の割合
全体	1009 ha	745 ha	74 %
岩手県	309 ha	179 ha	58 %
宮城県	622 ha	507 ha	82 %
福島県	79 ha	59 ha	76 %

注1) 宅地面積に、農地、鉄道用地、社寺、墓地、鉄塔用地等は含まない。
注2) 「土地活用済」とは、建築済のほか、農業的利用や駐車場利用等、何かしら土地活用を行っている状態をいう。
※ 地区面積ではない。

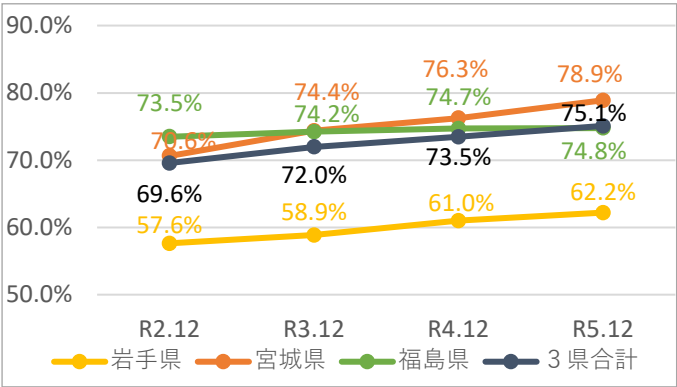


【移転元地の活用状況】

防災集団移転促進事業 移転元地の状況（R5.12現在）

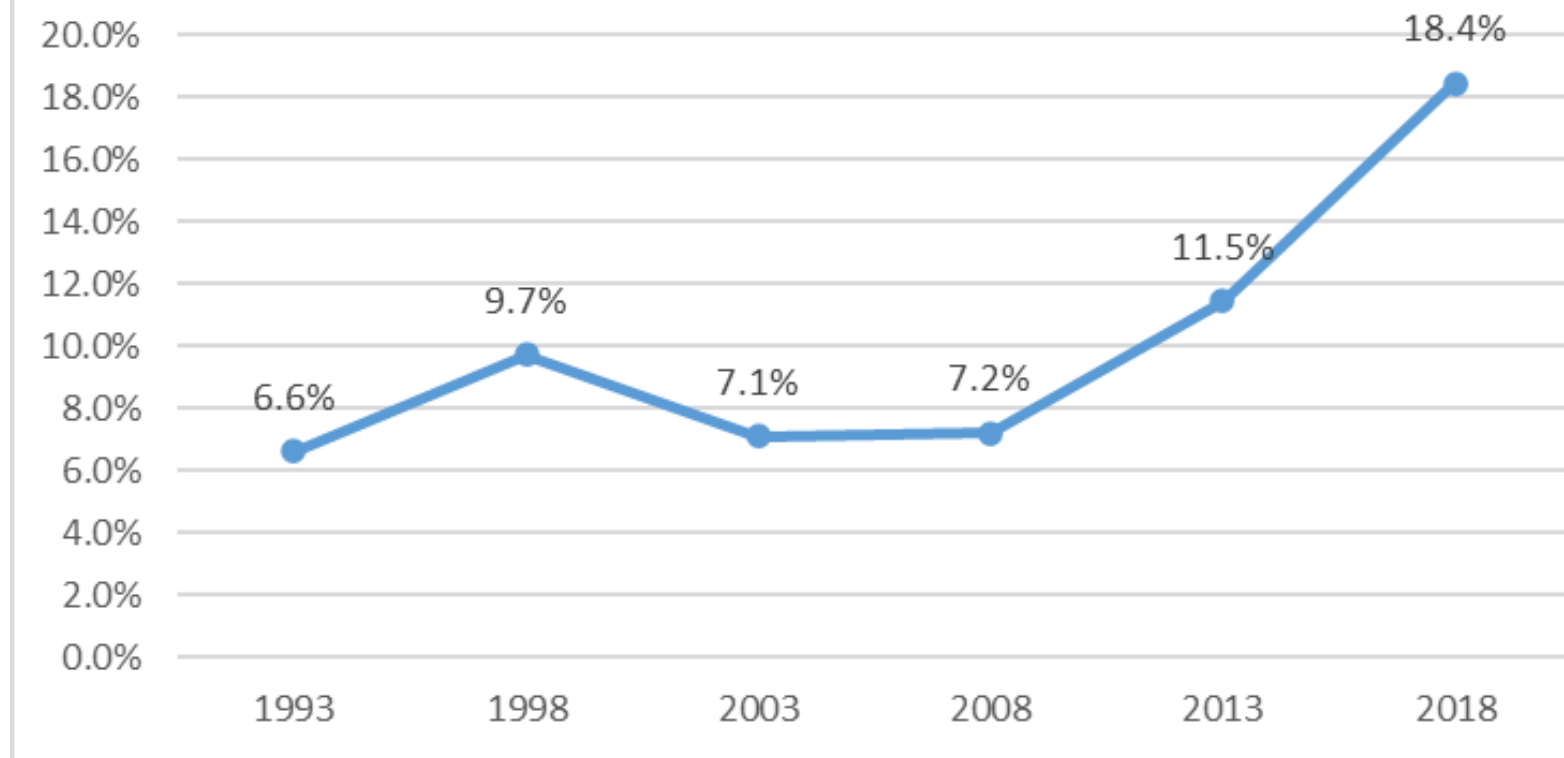
	買取済面積	活用開始 決定済※	割合
	A	B	B/A
合計	2131.7 ha	1600.6 ha	75.1 %
岩手県	321.9 ha	200.2 ha	62.2 %
宮城県	1144.6 ha	903.1 ha	78.9 %
福島県	665.1 ha	497.3 ha	74.8 %

※「活用開始決定済」は、活用開始済み及び活用開始予定のものの合計となっている。



東北地方の世帯が所有する空き地率

(「平成30年住宅・土地統計調査結果(総務省統計局)」より作成)



○移転元地における関係省庁所管の一般施策等を活用した取組事例

岩手県陸前高田市
(地方創生推進交付金)



- ・ピーカンナッツの生産・流通基盤構築のため、内閣府所管の「地方創生推進交付金」を活用。(令和3年度完成)

福島県富岡町
(地方創生推進交付金)



- ・ブドウ農園について、内閣府所管の「地方創生推進交付金」を活用(令和2年度完成)

宮城県岩沼市
(企業版ふるさと納税)



- ・千年希望の丘や周辺未利用地の耕作地整備・管理等に継続的に「企業版ふるさと納税」を活用

宮城県石巻市
(産地生産基盤パワーアップ事業)



- ・水耕栽培施設(デ・リーフデ大川)について、農水省所管の「産地生産基盤パワーアップ事業」を活用。(令和3年度完成)

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 2．住まいとまちの復興

- （１）住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

○ 今後の課題

- ・ 整備された宅地等の有効活用が重要。
- ・ 移転元地等の有効利用を図る地方公共団体の取組を支援する必要。
- ・ 復興のために整備されたインフラについて、人口減少が進展する中で、今後とも地方公共団体が自ら継続的に維持・管理していくことが必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ これまでの復興の加速化措置のノウハウ等の継承が必要。
- ・ 早期かつ的確な復興事業の計画策定のため、各地方公共団体が関係機関と連携し、地域特性・被害想定の確認、想定される課題の共有、復興の体制や手順の検討等、復興のための事前準備に取り組んでおく必要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

8. 住宅再建・復興まちづくり加速化、11. 復興まちづくり

○ 主な評価・教訓

- ・ 活用ニーズが高い手続に要する期間の短縮を図るなど現場が使える加速化措置が講じられた。
- ・ 加速化措置を契機として、所有者不明土地に係る法改正等、様々な法整備等がなされていくことになった。
- ・ 加速化措置については、そのノウハウや仕組みを継承していくことが必要である。
- ・ 発災後に事業を計画すると過大となる恐れがあるので、国立社会保障・人口問題研究所等の将来推計に基づいた人口減少等の社会トレンドを踏まえ、まちの将来像を平時から検討するとともに、復興事前準備の取組を進めることが必要であり、国や都道府県が市町村の取組を支えていくべきとの意見がある。
- ・ 移転にあたり生業等の兼ね合いから集約できなかった小規模集落の維持には懸念があるとの指摘があり、適切な規模に集約して整備を行うなど持続可能性を踏まえた取組が必要である。
- ・ 移転元地である公有地と周辺の民有地の混在により、活用する場合には支障となるケースがあるため、土地区画整理事業による整序化や農地等の公有化を含め、将来の姿を見据えて事業を進めることが重要であるとの意見がある。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業の目的

東日本大震災の沿岸被災地においては、宅地供給が概ね完了した一方で、民間主導による土地需要の創出が必ずしも十分ではなく、嵩上造成地での賑わい不足や空き区画の発生、防災集団移転事業により生じた移転元地を含む低平地の低未利用等の課題が生じている。

令和3年度以降の第2期復興・創生期間においては、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていくため、未利用地の活用方策について、これまでの事例を最大限活用しつつ、地域が抱える個別課題に対応する必要があるため、被災地の自立につながる復興の実現に向け、土地利用に関する官民連携体制の構築等を通じ、取組の加速化を図ることが本事業の目的である。

○ 予算額・執行額（単位:百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の 状況	当初予算(A)	-	95	133	104	85
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	-	95	133	104	85
執行額(G)		-	95	133		

参考：行政事業レビューシート抜粋

- 活動内容
土地活用に関するワンストップ相談窓口を設置するとともに、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話・サポートを行うハンズオン支援を進める。

○ 活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
各市町村での取組の実現に向けた支援の実施	直轄調査の実施件数	活動実績	件	-	9	10	7	-
		当初見込み	件	-	10	10	8	6

- 成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）
被災地での復興庁直轄調査を実施し、被災自治体等との対話を通じて、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定、持続可能な仕組みづくりといった取組を即地的に支援するため、被災地自治体等の自立・自走を検証する成果目標として、一般施策も活用した地域の主体的な取組の定着を設定した。

参考：行政事業レビューシート抜粋

- 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）
 - ・ 成果目標：一般施策も活用した地域の主体的な取組の定着
 - ・ 定量的な成果指標：なし
 - ・ 定性的なアウトカムに関する成果実績：

令和3年度及び令和4年度において、被災3県で造成地6件、移転元地10件の復興庁直轄調査を実施し、被災自治体等と約140回にわたる対話を通じて、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定、持続可能な仕組みづくりといった取組を即地的に支援した。

これらの取組により、造成地における店舗の立地、宅建業者と連携した実働的な土地バンクの組成、移転元地における事業者の確保、地域住民との協働による緑化の推進など具体的な成果につながっている。
- 成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

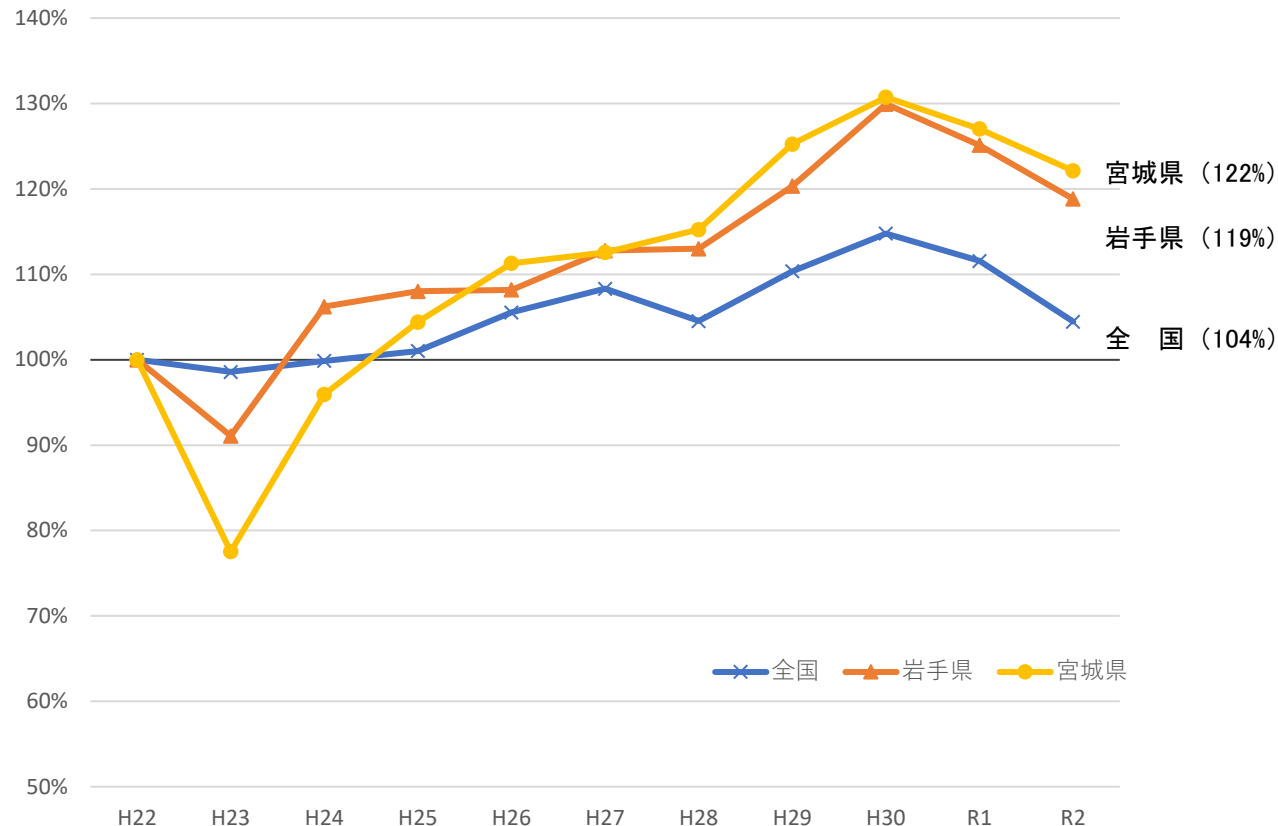
本事業を通じて、被災自治体による自立的・持続的な取組が推進される。
- 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）
 - ・ 成果目標：一般施策も活用した地域の主体的な取組の継続
 - ・ 定量的な成果指標：なし
 - ・ 定性的なアウトカムに関する成果実績：

令和3年度及び令和4年度において、被災3県で造成地6件、移転元地10件の復興庁直轄調査を実施し、官民の連携体制の構築、持続可能な仕組みづくりといった取組が推進されている。

被災3県の造成地の活用率は約67%（令和2年12月）から約72%（令和4年12月）に、移転元地の活用率は約70%（令和2年12月）から約74%（令和4年12月）にそれぞれ向上している。

2 成果

岩手県及び宮城県における製造品出荷額等の変化



* 1

経済産業省「平成22年工業統計調査」、「平成24年工業統計調査」、「平成25年工業統計調査」、「平成26年工業統計調査」、「平成29年工業統計調査(平成28年実績)」、「平成30年工業統計調査(平成29年実績)」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査(平成23年実績)」、「平成28年経済センサス-活動調査(平成27年実績)」、「令和3年経済センサス-活動調査(令和2年実績)」、「2019年工業統計調査(2018年実績)」及び「2020年工業統計調査(2019年実績)」を基に復興庁作成

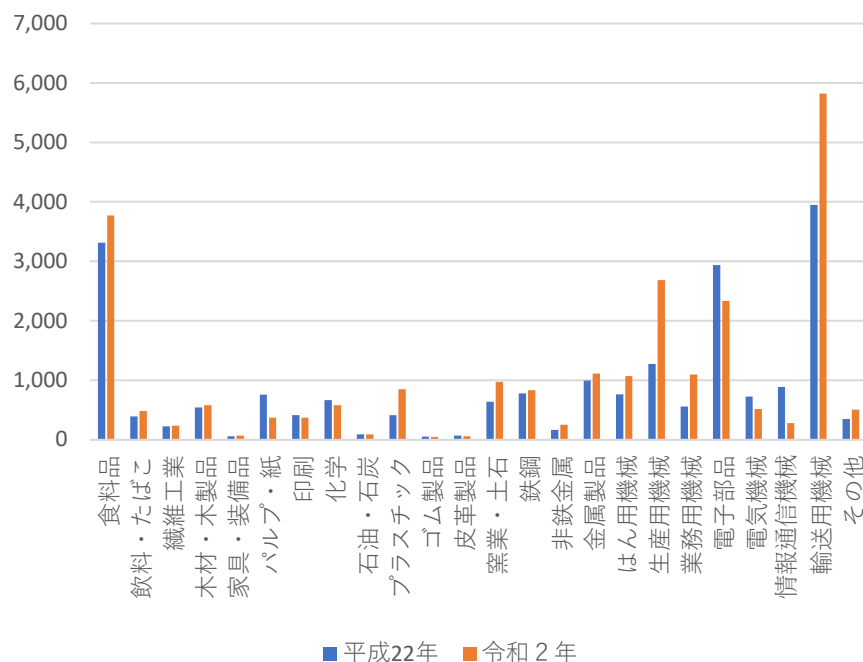
* 2

平成22年＝100とした数値である。

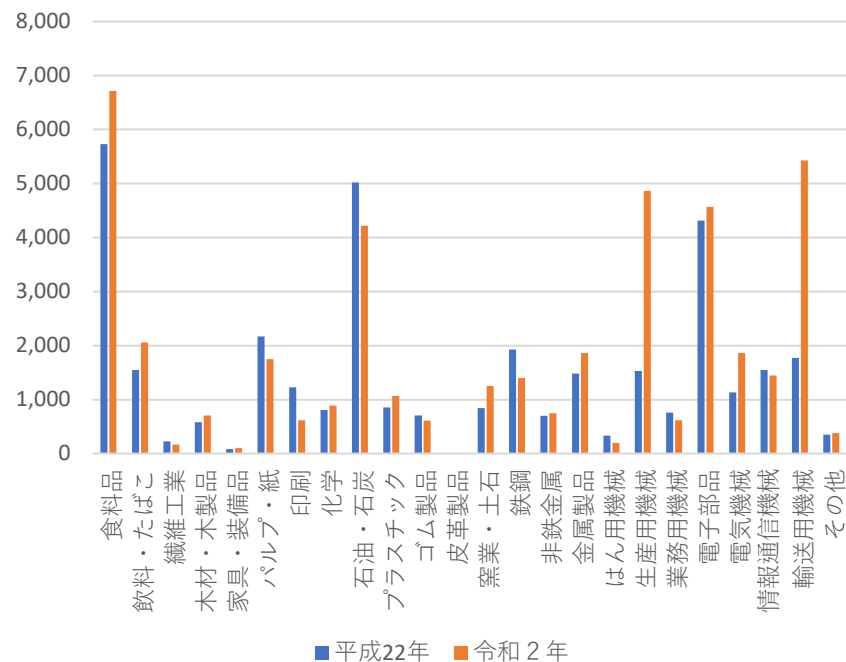
2 成果

岩手県及び宮城県における製造品出荷額等の変化の詳細

岩手県における製造品出荷額等



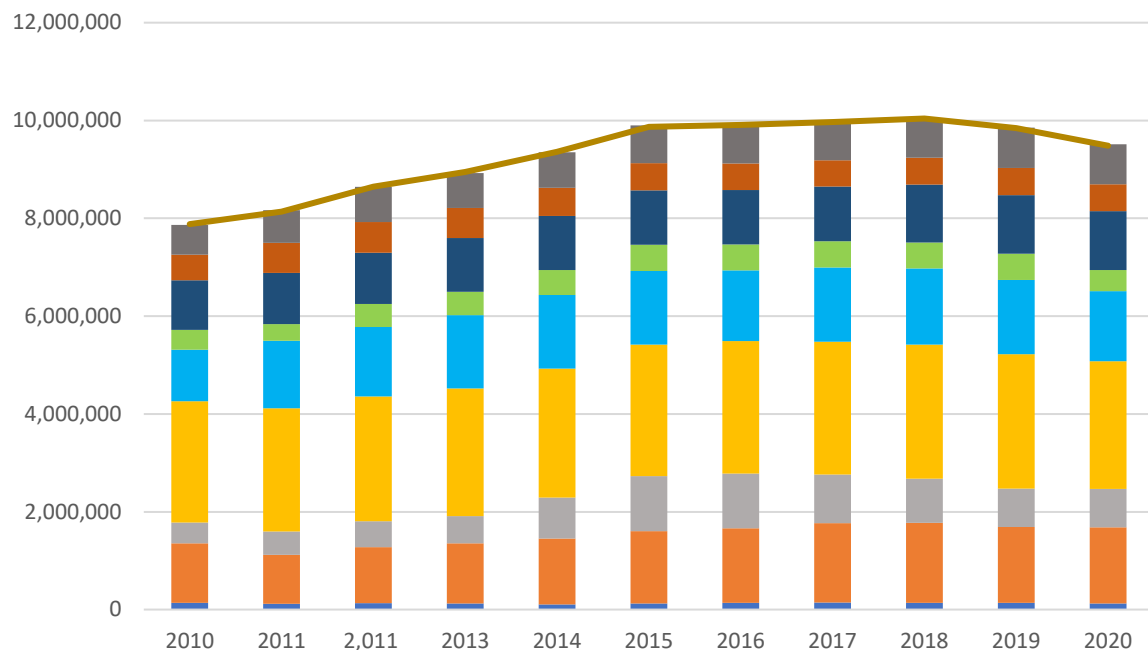
宮城県における製造品出荷額等



* 1 経済産業省「平成22年工業統計調査」及び総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査（令和2年実績）」を基に復興庁作成

2 成果

宮城県の県内総生産の推移



- 1 一次産業
- 2 二次産業 (3 建設業除く)
- 3 建設業
- 4 三次産業 (5～9 除く)
- 5 卸売・小売業
- 6 運輸・郵便業
- 7 不動産業
- 8 公務
- 9 保健衛生・社会事業
- 県内総生産

※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5～9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

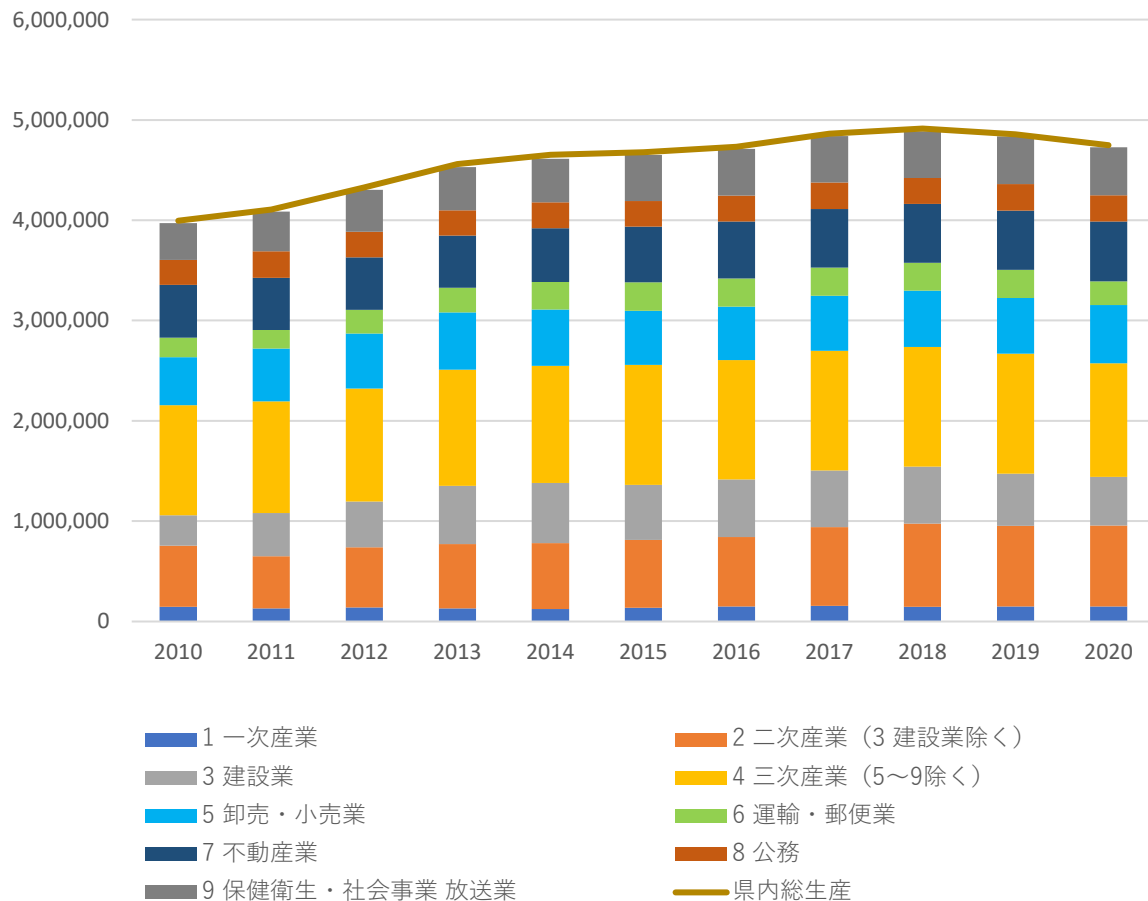
※県内総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加算しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

（出典）宮城県「県民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

岩手県の県内総生産の推移



※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5～9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

※市町村内総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加除しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

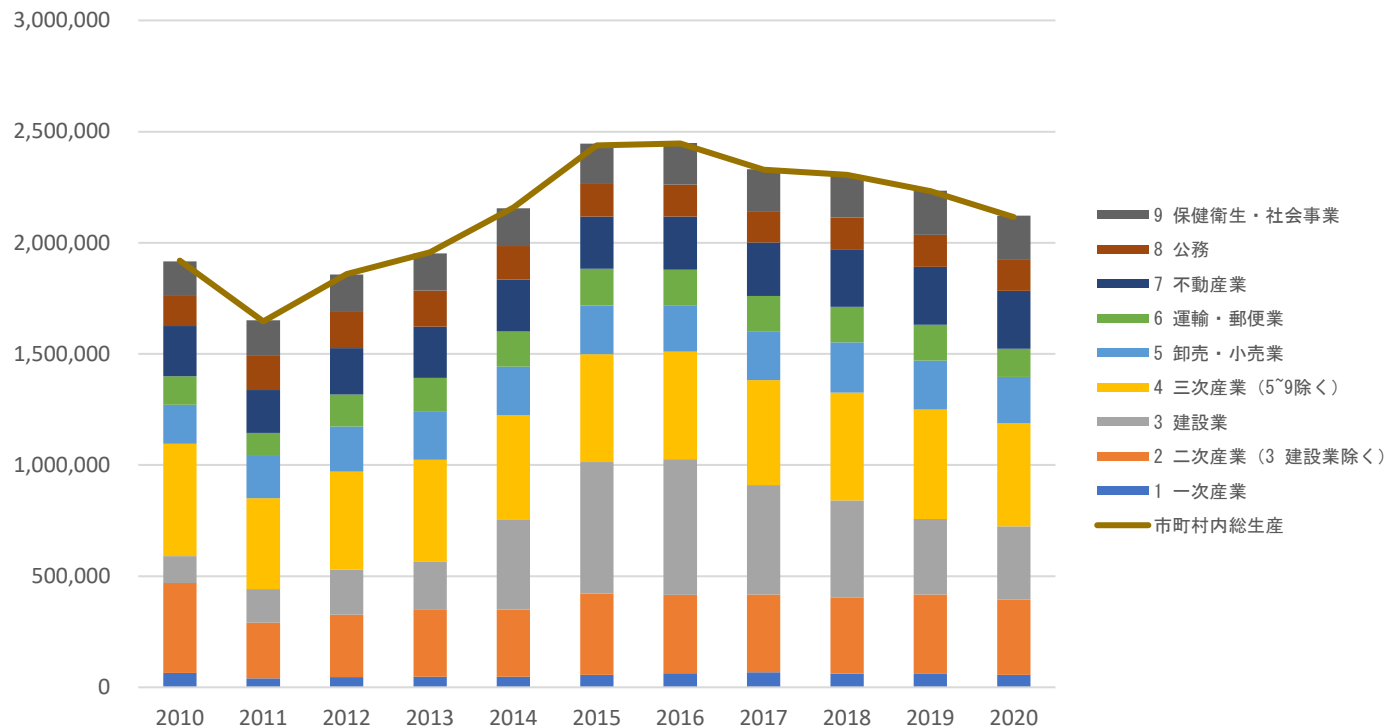
（出典）岩手県「市町村民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）

による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

宮城県被災沿岸市町村の市町村内総生産の推移



沿岸部の被災市町村 (14)

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七が浜町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町

※仙台市は沿岸部の被災市町村ではあるが、今回は対象外としている

※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5～9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

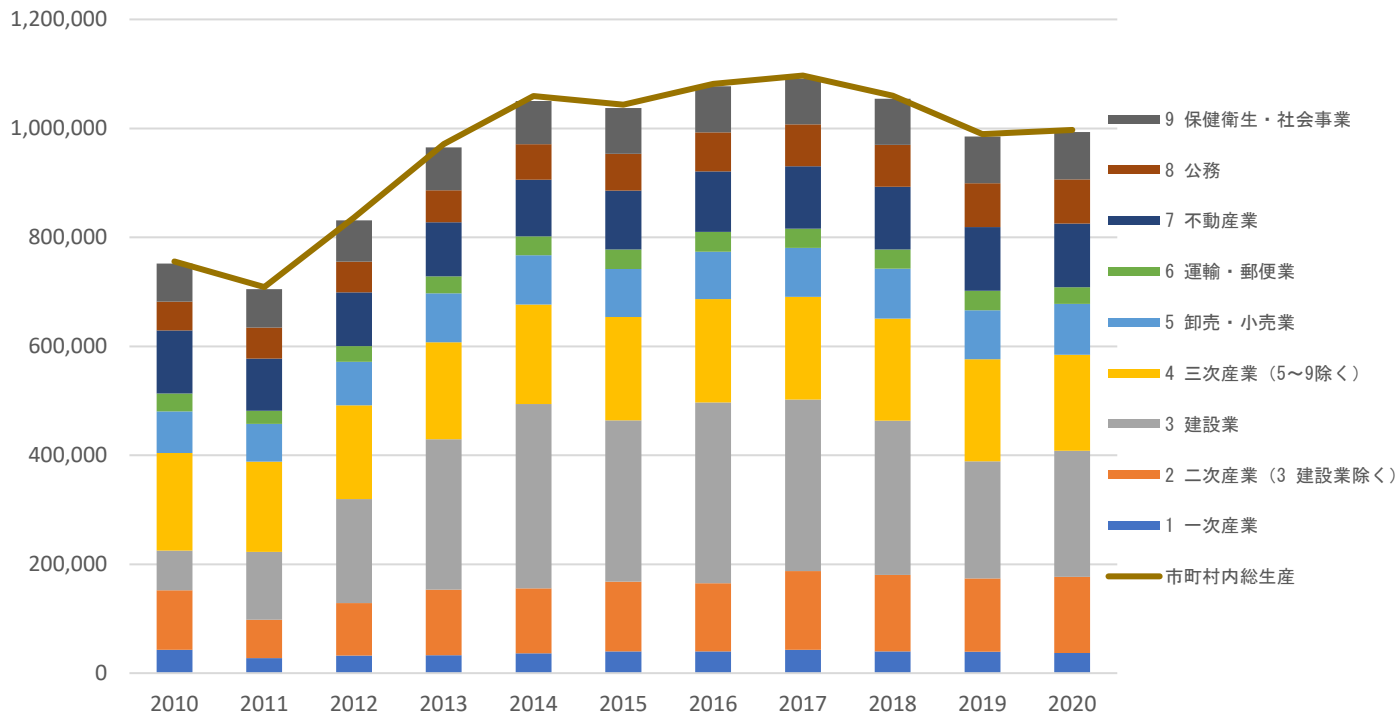
※市町村内総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加除しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

（出典）宮城県「市町村民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

岩手県被災沿岸市町村の市町村内総生産の推移



沿岸部の被災市町村（12）

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5～9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

※市町村内総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加除しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

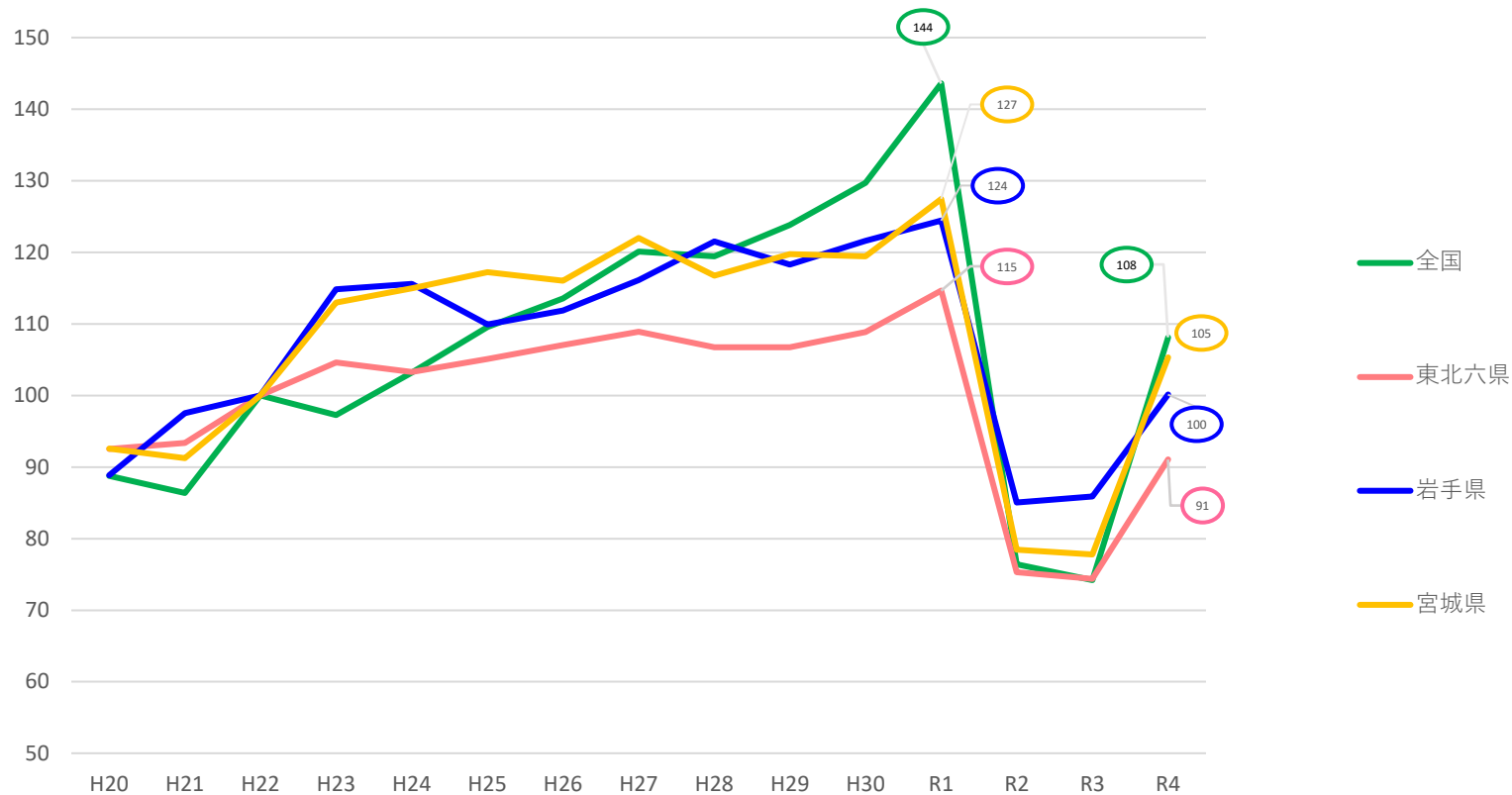
（出典）岩手県「市町村民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）

による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

全国、東北6県、岩手県、宮城県における延べ宿泊者数の動向

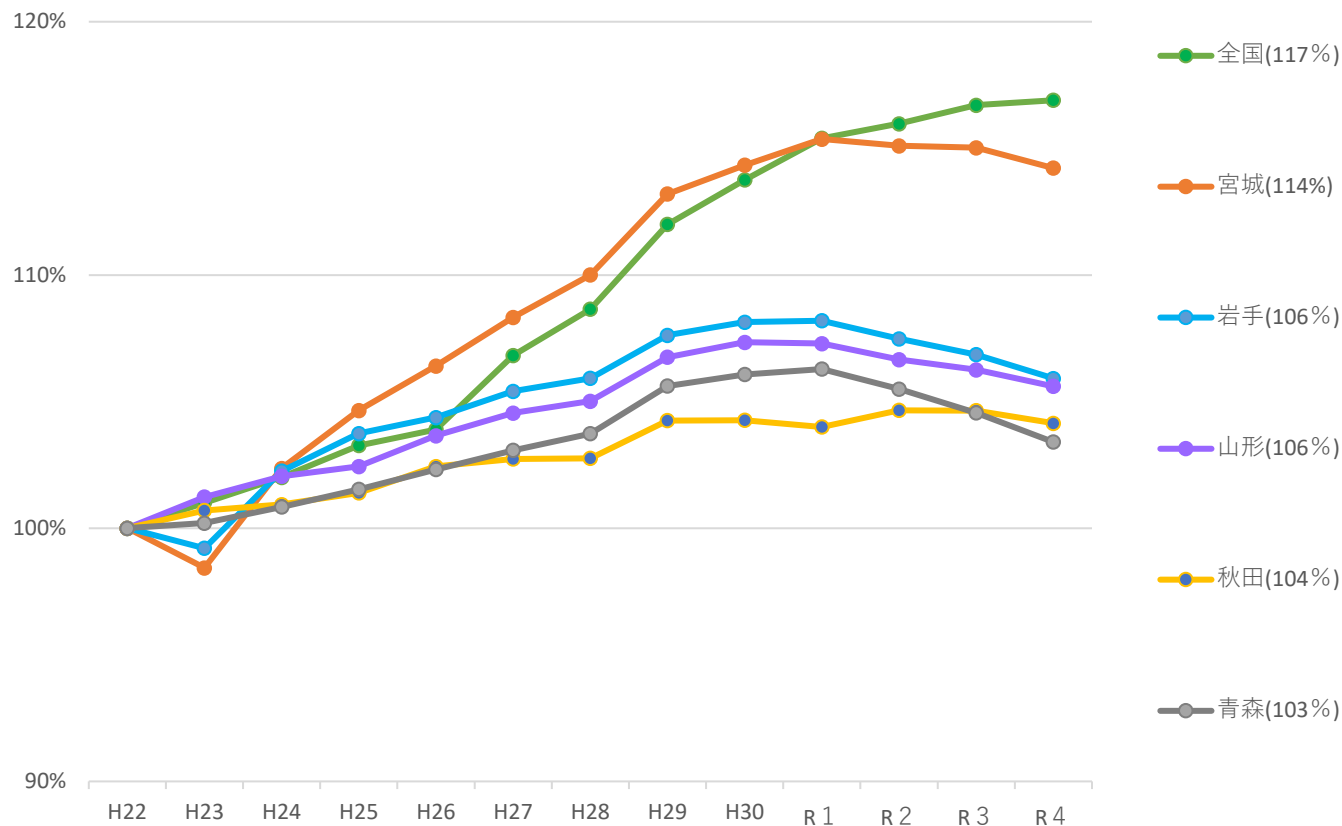


※平成22年=100とした数値

※観光庁「宿泊旅行統計」より復興庁作成

2 成果

全国、岩手県、宮城県における雇用保険被保険者数の推移



※平成22年=100とした数値

※厚労省「雇用保険事業年報」より復興庁作成

3-1 産業・生業（グループ補助金）

1 これまでの主な取組

- 平成23年度には、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）を措置。
中小企業等のグループが作成した復興事業計画について、県が認定した場合には、計画実施に必要な施設・設備の復旧に係る費用の一部補助を実施した。
- 上記に加え、平成27年度には、被災事業者の状況や、復旧・復興の進展に伴い生じた課題を踏まえ、新分野事業を実施する場合に対応するため、原状回復に必要な経費を上限に、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設・設備を新たに整備等するための経費を妨げないとする制度改正等を実施した。
- 累計738グループに対し、11,878件、補助総額5,342億円（うち、国費3,561億円）の交付決定を行った。
（令和6年3月時点）。

2 成果

- 当事業により、被災中小企業等によるグループの復興事業計画が策定され、産業活力の復活やコミュニティの再生等を図り、被災地域の復旧・復興が促進された。
- 売上、経常利益又は雇用数が震災前の水準まで回復した事業者の割合：77%
（※）成果目標値は、「売上、経常利益又は雇用者が震災前の水準まで回復した事業者の割合：80%」
（令和4年度 東日本大震災グループ補助金フォローアップ調査（東北経済産業局）に基づき算出）
- 震災直後は事業者自身で適正な事業規模を判断することが困難なことから、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応が重要であるとの教訓が得られた。

参考データ

○グループ補助金の交付実績、業種別割合、被支援者累計

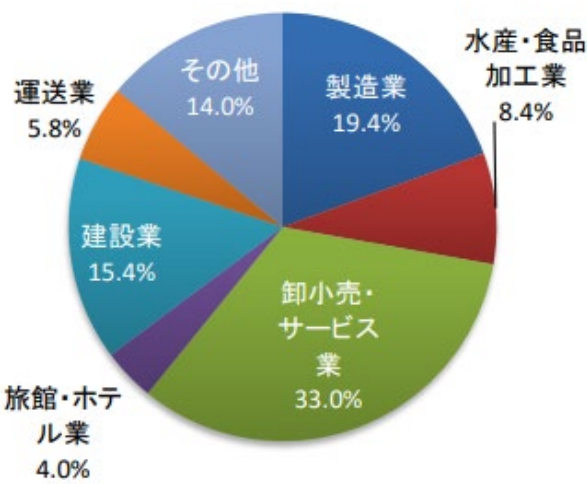
グループ補助金の実績（令和6年3月時点）

これまで738グループに対し、
国費3,561億円（県費とあわせて5,342億円）を支援。

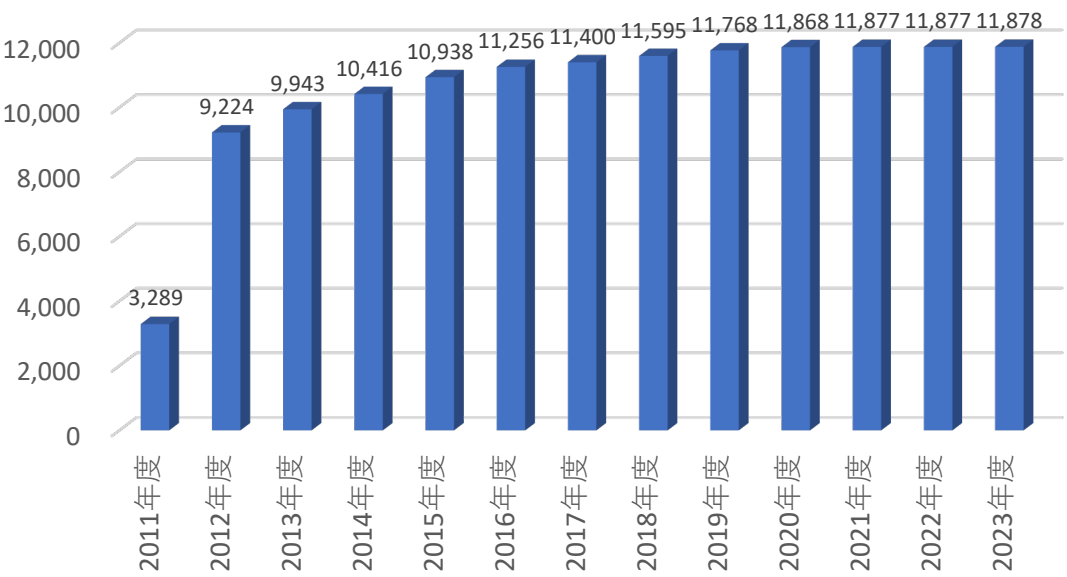
	グループ	補助金 交付決定件 数	補助総額 (国県)	うち国費
北海道	6グループ	36件	10億円	6億円
青森県	10グループ	208件	86億円	57億円
岩手県	135グループ	1,573件	919億円	613億円
宮城県	256グループ	4,487件	2,823億円	1,882億円
福島県	264グループ	3,974件	1,276億円	851億円
茨城県	58グループ	1,432件	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14件	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154件	28億円	19億円
計	738グループ	11,878件	5,342億円	3,561億円

県が計画認定、国1/2と県1/4補助。
国費は、H23第1次補正155億円、H23第2次補正100億円、
H23予備費1249億円、H24・500億円、H24予備費801億円、
H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、
H28・290億円、H29・210億円、H30・150億円、R1・76億円、
R2・140億円、R3・64億円、R4・22億円、R5・27億円

令和4年11月実施東日本大震災グループ補助金 フォローアップ調査における業種別回答者数割合（4397社）



グループ補助金 被支援者累計



（出典）東日本大震災からの復興の現状と取組

関連指標等

○グループ補助金の活用事例

株式会社阿部長商店 (宮城県気仙沼市)

1961年創業し、生鮮出荷や加工品製造などの水産事業等を展開。東日本大震災により、8つの工場が全壊し、冷凍保管していた原料も流出。グループ補助金を活用して各工場の再建を進め、2014年にはグループ基幹工場となる気仙沼食品新工場が完成。2017年度には売上高が東日本大震災発生前の水準まで回復。



元正栄北日本水産株式会社のあわび養殖施設 (岩手県大船渡市)

東日本大震災により、三つの工場がすべて被災したが、被災直後、被災した施設内から奇跡的にあわびの成員が見つかり、復旧を決意。無事だったあわびの成員から採卵に成功し、北里大学三陸臨海教育研究センターの一面を借りて生育に成功。グループ補助金を活用し、2014年4月に養殖施設を再建し、種苗生産を再開。2016年から商品出荷を再開。



参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

3. 産業・生業の再生 - （1）産業復興の加速化

○今後の課題

- ・ 製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があり、販路確保・開拓や人材確保については、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要。
- ・ 復興特区税制については、著しい被害を受けた地域が引き続き、しっかりと産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討が必要。
- ・ 人材確保対策においては、即戦力となる人材採用のノウハウの蓄積が課題。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から地方公共団体単位で事業者の状況を把握し、支援を検討しておくことが、発災時の迅速な支援に寄与。
- ・ 事業者が補助金等を活用する際に、よりきめ細かな情報提供や助言が必要。

参考：これまでの議論

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

13. 産業・生業の再生

○主な評価・教訓

- ・企業活動に係る指標は概ね震災前の水準程度に回復するなど、全体として被災地の迅速な復旧・復興につながった。
- ・グループ補助金を活用した事業者の一部は過剰な設備投資により自己負担分の融資返済が困難な状況にある、先が見通せない震災直後は過大な申請を行いがちで段階的な支援が必要との指摘がある。
このため、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応をとっており、今後の災害時にも同様の対応が必要。
- ・金融支援では、事業環境変化等も含めて個々の被災事業者の置かれた状況に応じきめ細かく対応することが重要。
- ・産業面でも復興事前準備を考えると、あるべき復興の姿と現状のギャップを分析して今後の復興に生かすことが必要との意見がある

参考：行政レビューシート抜粋

○ 事業の目的

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画（県の認定によるもの）に基づき、その計画に必要な施設等の整備等を行う場合に、国と県が補助することによって、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

○ 予算額・執行額(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の 状況	当初予算 (A)	14,036	6,428	2,246	2,707	988
	補正予算 (B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し (C)	17,933	14,416	6,924	1,137	-
	翌年度へ繰越し (D)	▲ 14,416	▲ 6,924	▲ 1,137	-	
	予備費等 (E)	-	-	2	-	
	計 (F) = (A)+ (B)+ (C)+ (D)+ (E)	17,553	13,920	8,035	3,844	988
執行額 (G)		10,405	5,304	2,940		

○ 事業の目的

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画（県の認定によるもの）に基づき、その計画に必要な施設等の整備等を行う場合に、国と県が補助することによって、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

○ 活動内容

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な施設等の整備を行う場合に、原則として国が1/2、県が1/4を補助する。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
中小企業等が施設等の復旧を行う。	補助金交付件数 (交付決定事業者数)	活動実績	事業者	100	9	0	-	-
		当初見込み	-	-	-	-	10	-

1 これまでの主な取組

○ 平成25年度より、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を実施。（令和5年度で公募終了）

1）製造業等立地支援事業

- ・ 概要：工場等の新增設に係る経費の一部を補助
- ・ 目的：津波・原子力災害被災地域への企業の立地を円滑に進め、雇用を創出する
- ・ 交付決定：478件、2,014億円（令和6年3月時点）

2）商業施設整備事業（平成28年3月までに採択された福島12市町村内の公設商業施設を除く）

- ・ 概要：商業施設（商店街）の整備の支援（「まちなか再生計画」の作成と経費の一部補助）
- ・ 目的：津波・原子力災害被災地域において住民生活を支える商業機能の回復を促進する
- ・ 支援実施：13商業施設、43億円（令和6年3月時点）

2 成果

1) 製造業等立地支援事業

- ・被災地外からの企業の誘致や被災地内の既存企業の生産能力向上等を支援。
- ・総投資額：7,478億円（令和6年3月時点速報値。交付決定ベース）
（※）成果目標値は、「6,500億円（令和7年度交付決定ベース）」
- ・雇用創出見込み数：6,013人（令和6年3月時点速報値。採択ベース）
（※）成果目標値は、「新規地元雇用者数累計：約6,000人（事業完了ベース）」

2) 商業施設整備事業

- ・「まちの復興のシンボル」となる施設が誕生し、整備後も持続的な運営が可能になっている。
- ・各整備商業施設における営業店舗数の合計：184店舗（令和4年度末時点）
（※）成果目標値は、「各整備商業施設における営業店舗の合計：153店舗」

○事例

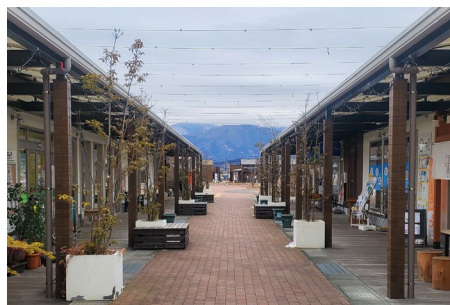
製造業等立地支援事業 株式会社松島蒲鉾本舗 「多賀城工場直売店」 (宮城県多賀城市)

グループ補助金を活用し、松島町の小売店舗3店舗と塩釜工場を震災3か月後と早期に復旧し、営業を再開。早期復旧を果たすだけでなく、工場の生産能力増強等を目指し、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用、多賀城市に新規工場建設を実施。2018年には震災前を超える売上げを達成。



商業施設整備事業 株式会社キャッセン大船渡 「キャッセン大船渡」 (岩手県大船渡市)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用して整備。大船渡市は市の復興計画において、大船渡駅前地区を「商業・業務機能の再集積、物流・観光の拠点」と位置づけ、持続可能なまちの形成を目指して、民間主体の「エリアマネジメント」によるまちづくりの仕組みを創造。「100年後に引き継ぐマチ文化創造」を目指した活動を継続している。



商業施設整備事業 女川みらい創造株式会社 「シーパルピア女川」 (宮城県女川町)

女川みらい創造株式会社が、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用して整備し、運営している商店街。駅周辺の温泉施設や滞在型施設と連携することで、集客の相乗効果を発揮し、町内外から多くの人を呼び込み、復興のシンボルとして女川町のにぎわいを創出。



東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

3. 産業・生業の再生 - （1）産業復興の加速化

○今後の課題

- ・ 製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があり、販路確保・開拓や人材確保については、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要。
- ・ 復興特区税制については、著しい被害を受けた地域が引き続き、しっかりと産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討が必要。
- ・ 人材確保対策においては、即戦力となる人材採用のノウハウの蓄積が課題。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から地方公共団体単位で事業者の状況を把握し、支援を検討しておくことが、発災時の迅速な支援に寄与。
- ・ 事業者が補助金等を活用する際に、よりきめ細かな情報提供や助言が必要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

13. 産業・生業の再生

○主な評価・教訓

- ・ 企業活動に係る指標は概ね震災前の水準程度に回復するなど、全体として被災地の迅速な復旧・復興につながった。
- ・ グループ補助金を活用した事業者の一部は過剰な設備投資により自己負担分の融資返済が困難な状況にある、先が見通せない震災直後は過大な申請を行いがちで段階的な支援が必要との指摘がある。
このため、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応をとっており、今後の災害時にも同様の対応が必要。
- ・ 金融支援では、事業環境変化等も含めて個々の被災事業者の置かれた状況に応じきめ細かく対応することが重要。
- ・ 産業面でも復興事前準備を考えると、あるべき復興の姿と現状のギャップを分析して今後の復興に生かすことが必要との意見がある。

参考：基金シート抜粋

○ 事業の目的
東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地補助制度による雇用の創出や商業回復を通じて地域経済の活性化を図り、産業復興を加速すること。

○ 活動内容①
東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図る。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
アウトカムに掲げる6,000人の雇用の達成に向け、交付決定を実施する。	企業立地件数(交付決定ベース)(累計) (注)本事業は複数年に渉る基金事業であり、活動実績値への反映は予算措置年度より後になる場合がある。 なお、当初見込みは当該年度に措置した予算によってもたらされる見込みを記載。	活動実績	件	486	501	513	-	-
		当初見込み	件	-	-	-	530	-

○ 成果目標①の設定理由（アウトプットからのつながり）
本補助金により企業立地を支援することで、雇用に先立ち投資が促進される。

○ 成果目標及び成果実績①（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
							令和	7	年度
補助事業を通して企業の投資を促進する	総投資額(交付決定ベース)(累計)	成果実績	億円	5,861	6,048	6,275	-		
		目標値	億円	-	-	-	6,500		
		達成度	%	90	93	97	-		

○ 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
最終目標の総投資額6,500億円に対し、成果実績は順調に推移している。交付申請書記載の補助事業に要する経費より実績値を算出している。

参考：基金シート抜粋

○ 成果目標①の設定理由（短期アウトカムからのつながり）
 本補助金により企業立地を支援することで、雇用の創出が促進される。

○ 成果目標及び成果実績①（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
							令和	8	年度
約6,000人の雇用	新規雇用者(事業完了(実績報告書提出)ベース)(累計)	成果実績	人	4,601	5,062	5,115	-		
		目標値	人	-	-	-	6,000		
		達成度	%	77	84	85	-		

○ 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
 最終目標の新規雇用者6,000人に対し、成果実績は順調に推移している。実績報告書記載の新規地元雇用者数により実績値を算出している。

○ 活動内容②
 東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村を対象に、商業施設の整備費等を支援することにより、産業の立地等の促進を図る。

○ 成果目標及び成果実績②（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
							令和	7	年度
津波浸水地域の自治体が策定したまちなか再生計画に記載された店舗数と同程度の店舗開設数	各整備商業施設における営業店舗数の合計	成果実績	件	181	183	184			
		目標値	件	153	153	153	153		
		達成度	%	118	120	120			

○ 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
 成果実績は、補助事業により整備された施設における当該年度末時点の実際の店舗数。目標値についてはまちなか再生計画で記載されている店舗数の合計値。

参考：基金シート抜粋

○収入・支出等（単位:百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
前年度末基金残高(a)		107,597	95,897	72,764	63,568
収入	国からの資金交付額	-	-	-	-
	運用収入	5	20	19	20
	(うち国費相当額)	(5)	(20)	(19)	(20)
	その他	251	4	-	-
	合計(b)	256	24	19	20
支出	事業費	11,010	22,734	8,799	6,038
	管理費	447	424	416	344
	(うち基金設置法人の事務費)	(426)	(402)	(394)	(322)
	(うち基金設置法人の人件費)	(22)	(22)	(22)	(22)
	合計(c)	11,457	23,158	9,215	6,382
国庫返納額(d)		499	-	-	-
当年度末基金残高(a+b-c-d)		95,897	72,764	63,568	57,207
	(うち国費相当額)	(95,897)	(72,764)	(63,568)	(57,207)

3-3 産業・生業（復興特区法（税制上の特例））

1 これまでの主な取組（復興推進計画の概要）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

（特定）復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

※「復興交付金」制度に関しては、必要なものは他の補助金制度に引き継いだ上で令和2年度をもって終了

内閣総理大臣認定

復興庁 ← 協議 → 関係各省

事業の実施・特例の適用

（１）税制上の特例（主なもの） 期限：令和7年度末

被災地の雇用機会確保のため戦略的に
特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

（２）金融上の特例

復興の中核となる民間
事業の支援

（復興特区支援利子補給金）

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給（5年間 0.7%以内）
- 令和6年度予算額：4億円

（３）規制・手続等の特例（主なもの）

住宅の確保

- ・公営住宅の譲渡処分要件の緩和の特例

産業活性化・立地促進

- ・建築基準法における用途制限の緩和
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービスに関する基準の弾力化

1 これまでの主な取組

- 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき県又は市町村が単独又は共同で作成する計画について、国の認定を受けた場合に適用される税制上の特例を創設
- 被災地の雇用機会の確保等に貢献
- これまで復興事業の進捗等を踏まえ、各特例措置について、措置の見直しや廃止
- 令和3年度税制改正では、対象地域を重点化
（青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県143市町村→岩手、宮城、福島の3県42市町村）

参考：現在の税制上の特例措置の概要（廃止された措置を含む）

(1) 被災地の雇用機会の確保等のための特例措置

① 機械等に係る特別償却等の特例措置（法37条）

機械・装置及び建物等の特別償却（機械・装置の場合：50%（創設時は即時償却））又は税額控除

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置（法38条）

事務所に勤務する被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を控除

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置（法39条）

開発研究用資産の特別償却（中小企業者等：50%、中小企業者等以外：34%（創設時は即時償却））及び当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして税額控除

④ 再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置（法40条）（令和5年度末をもって廃止）

特定復興産業集積区域（令和2年度末までは復興産業集積区域）内に本店を有する法人が、再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入でき、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置（法43条）

(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。（事業税・固定資産税は投資から5年）

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等（法41条）（令和2年度末をもって廃止）

(4) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社への個人の出資に係る所得控除（法42条）（令和2年度末をもって廃止）

2 成果

○ 指定事業者等（これまでの指定件数は約6,800件）による投資実績額は4兆8,846億円

指定事業者等による投資状況（※1）（令和5年8月現在）

[県別内訳]

（単位：億円）

	H23年度・ H24年度	H25年 度	H26年 度	H27年 度	H28年 度	H29年 度	H30年 度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	累計
青森県	146	216	555	229	190	277	190	213	158	3	0	2,177
岩手県	407	591	537	449	452	497	365	2,148	1,025	132	126	6,729
宮城県	1,427	1,082	962	1,666	1,210	885	1,250	1,106	1,364	357	186	11,495
福島県	817	972	1,592	1,274	1,080	1,692	2,364	1,644	1,634	203	15	13,287
茨城県	1,346	1,782	1,241	1,933	1,868	1,465	1,405	1,233	2,772	113	0	15,158
合計	4,143	4,643	4,887	5,551	4,800	4,816	5,574	6,344	6,953	808	327	48,846

（※1）

・指定事業者等（法37条、39条、40条、41条の指定を受けた者）から報告のあった、各年度の復興推進事業の用に供する設備投資実績額。

○ 法38条の指定事業者により、年間最大11万人の雇用が創出

指定事業者による被災者の雇用状況（※2）（令和5年8月現在）

[県別内訳]

（単位：人）

	H23年度・ H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
青森県	3,074	3,717	3,965	4,022	4,079	3,675	1,455	1,427	1,478	2,011	1,900
岩手県	3,804	5,585	7,709	10,663	11,824	11,081	7,779	6,152	4,507	2,931	1,728
宮城県	15,178	17,659	19,197	18,814	19,170	17,205	9,354	6,095	7,665	7,891	5,466
福島県	13,307	23,930	30,270	37,647	40,770	38,361	24,518	16,232	12,940	8,263	608
茨城県	20,157	22,899	40,221	39,723	35,181	16,267	4,217	3,184	3,657	2,509	128
合計	55,520	73,790	101,362	110,869	111,024	86,589	47,323	33,090	30,247	23,605	9,830

（※2）

・指定事業者（法38条の指定を受けた者）から報告のあった、各年度の東日本大震災の被災者である労働者（平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は平成23年3月11日において特定被災区域内に居住していた者）の雇用者実績数。

・指定事業者は、指定後5年間税額控除可能。
雇用者数は、当該年度以前の指定事業者分を含む。

関連資料（令和6年度税制改正前の税制上の特例措置の概要）

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置（法37条～40条）

法人税等の特別償却又は税額控除
(法37条)

機械等減価償却資産に係る特別償却 (※1)

取得等期間	～R3. 3. 31	R3. 4. 1～ R6. 3. 31
資産の区分		
機械及び装置	即時償却	50%
建物及びその附属設備並びに構築物	25%	

機械等減価償却資産に係る税額控除 (※2)

取得等期間	～R6. 3. 31
資産の区分	
機械及び装置	15%
建物及びその附属設備並びに構築物	8%

選択適用

※1 表中の償却率は、区域により異なる場合があり、各期間における最も高い償却率を記載。

※2 表中の控除率は、区域により異なるため、最も高い控除率を記載。
税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。

法人税等の税額控除
(法38条)

被災雇用者等 (※3) **に対する給与等支給額の税額控除** (※4)

指定日	～R6. 3. 31
控除率	10%

※3 被災雇用者等は次のいずれかに該当する者。
① 平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者
② 平成23年3月11日において特定被災区域内に居住していた者

※4 表中の控除率は、区域により異なるため、最も高い控除率を記載。
指定後5年間、税額の20%が限度。

再投資等準備金に係る損金算入等
(法40条)

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入** (指定後5年間、所得金額を限度)

+

再投資等した場合には**即時償却** (再投資等準備金残高を限度)

指定を受ける際の投資規模要件	
大企業	中小企業者等
初年度 3億円	①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円 (H28年度に要件緩和)

令和5年度末をもって廃止

研究開発税制
(法39条)

研究開発用資産に係る特別償却 (※5)

取得等期間	～R3. 3. 31	R3. 4. 1～R6. 3. 31
中小企業者等 (※6)	即時償却	50%
中小企業者等以外の者	即時償却	34%

※5 表中の償却率は、区域により異なる場合があり、各期間における最も高い償却率を記載。

※6 租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。

+

左記開発研究用資産の償却費の一部を税額控除

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置（法43条）

(1) の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に
対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法41条)

(4) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社への個人の出資に係る所得控除(法42条)

令和2年度末
をもって廃止

関連資料（復興特区税制の対象となる市町村）

【令和3年3月31日まで】5県143市町村

青森



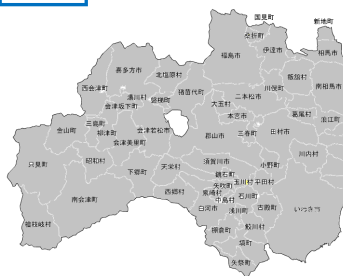
岩手



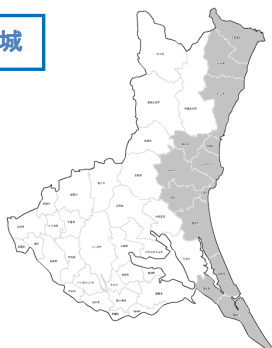
宮城



福島

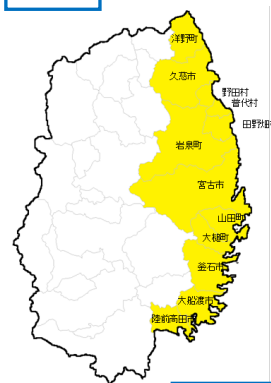


茨城

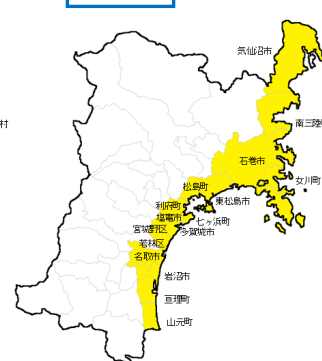


【令和3年4月1日以降】3県42市町村

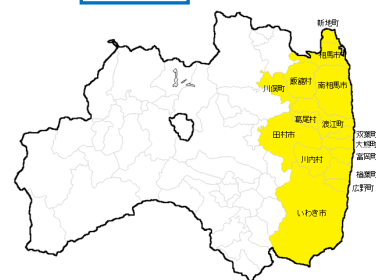
岩手



宮城



福島



令和3年4月
岩手、宮城、福島の
3県沿岸部に重点化

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ．復興を支える仕組み - 2．法制度 - （1）復興特区制度

○今後の課題

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化する方向であり方を検討。
- ・ 復興特区税制については、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討。
- ・ 復興交付金については、復興・創生期間内の全計画の完了が目標。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 災害の規模・態様、被害の状況や地域特性に応じて制度を検討することが効果的。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

6．予算・税制

○主な評価・教訓

- ・ 「復興財源フレーム」の策定により、被災自治体が安心して復興事業に取り組むことが可能となった。
- ・ 復興財源について、学術会議等からも提案のあった増税によって確保したことには意義があるとの評価がある。
- ・ 復興予算について、スピード感を優先して自治体の裁量をどこまで認めるべきか、国がどこまで方向づけすべきかを考えることが必要との意見もある。
- ・ 地方負担がゼロだったために事業が過大になったとの指摘がある。
- ・ 復興基金の運用は、長期的に必要なソフト支援のために、あらかじめ複数年度にわたるNPO等の活動を助成する等柔軟な対応ができる財団方式にすると良かったとの指摘もあった。

3－4 産業・生業（二重ローン対策（CREB、産業復興機構））

1 これまでの主な取組

【二重ローン問題への対応】

震災の発生直後より、既往債務が負担になり新規の資金調達が困難となる等の問題（いわゆる二重ローン問題）が生じており、震災により過大な債務を負っている事業者の負担を軽減しつつ、その被災地域での再生を支援する必要があった。

こうした二重ローン問題に対応するため、平成23年度に東日本大震災の被災各県における中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで、「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を被災各県に設置した。

また、平成24年2月には、議員立法に基づき、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」が設立され、同年3月に業務開始した。

【産業復興機構について】

総合窓口である「産業復興相談センター」及び債権買取等を行う「産業復興機構」が、相談から事業計画の策定、震災前債権の買取や返済条件の緩和まで一体的に支援し、中小事業者等の事業再生を支援してきた。

【株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（CREB）について】

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」については、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（議員立法）に基づき、新規の支援決定は、当初、平成29年3月までの期限とされていたところ、まず平成28年12月に主務大臣認可により1年の期限延長、その後、平成30年2月に議員立法による支援機構法改正により3年の期限延長が行われ、令和3年3月31日の期限とされた。

これまでに747件の支援決定を行い、震災前借入金を金融機関から買い取り、事業者の返済負担を軽減するほか、運転資金や工場建設資金等について金融機関による新規融資実行の調整、また、金融機関と連携して事業価値向上のためのソリューション提供等の経営支援を行い、その再生を支援してきた。

2 成果

産業復興相談センター・産業復興機構においては、令和3年3月末までに339件の債権買取を実施した（岩手県110件、宮城県144件、福島県49件、茨城県20件、千葉県16件）。産業復興機構が債権を買取った事業者は、元本・利息の支払いが最長10年間凍結されることで、震災前借入金の返済負担が軽減されるとともに、取引金融機関から新規融資を受けることが可能となった。債権買取先のうち、令和6年3月末までに264件の支援が完了した（全体の約77%、岩手県98件、宮城県116件、福島県32件、茨城県13件、千葉県5件）。また、令和6年3月末までに、債権買取以外の金融支援の合意を1,152件取り付けた。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構においては、法律で定められた令和3年3月末までに747件に対して支援決定を行ってきた（青森県で56件、岩手県で167件、宮城県で346件、福島県で89件、茨城県で60件、千葉県で13件、その他地域で16件）。このうち、令和6年3月末までに338件の支援が完了した（全体の約45%、青森県で40件、岩手県で70件、宮城県で148件、福島県で46件、茨城県で19件、千葉県で5件、その他地域で10件。）。

再生の一事例としては、機構が債権の買取り、債務免除を行うとともに、収益意識欠如により赤字経営が常態化し、経理帳簿が未整備で収支の把握が困難であったところ、専任経理担当者の配置、棚卸の厳格化等について機構が助言を行い、粗利益率が顕著に向上。機構への債務弁済をもって、支援完了となった事例がある。

関連指標等

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構における地域別の支援決定先等の状況（令和6年3月末時点）

（単位：先）

被災地区分	青森県		岩手県							宮城県							福島県				茨城県	千葉県	その他地域	被災地 総合計	
	八戸市	三沢・おいらせ・階上他	久慈市・岩手沿岸北	宮古市	大槌町・山田町	釜石市	大船渡市	陸前高田市	盛岡・北上・一関他	南三陸町	気仙沼市	石巻市	女川町	塩竈市等	仙台市	名取以南・内陸	浜通り（相双）	いわき市	中通り	会津他					
支援決定	49	7	18	45	36	13	23	11	21	5	47	109	15	55	65	50	13	24	45	7	60	13	16	747	
	56		167							346							89				60	13	16	747	
	大口	7		1	1				3		6	5	1	1	2	2	1		3		7	3	2	45	
	中口	17	2	9	9	9	4	7	1	9	3	17	42	8	25	15	16	6	13	27	5	37	7	9	297
	小口	25	5	9	35	26	9	16	10	9	2	24	62	6	29	48	32	6	11	15	2	16	3	5	405
支援完了 （令和6年3月末）	40		70							148							46				19	5	10	338	
令和5年12月末比	+2		+3							+15							+2				+2			+24	

※ 支援決定件数は令和3年3月末時点の計数。

（注1）大口＝借入金10億円以上、中口＝借入金1～10億円未満、小口＝1億円未満 （注2）その他＝栃木県、長野県、静岡県等

（注3）塩竈市等には、東松島市・松島町・利府町・多賀城市・七ヶ浜町を含む

関連指標等

産業復興相談センターの活動状況（令和6年3月31日時点）

1. 相談受付および支援対応の状況

（単位：件）

相談センター名 （相談受付開始日）	岩手県 （H23/10/7）	宮城県 （H23/11/16）	福島県 （H23/11/30）	青森県 （H23/12/19）	茨城県 （H23/11/7）	千葉県 （H24/3/5）	合計
相談受付件数	1,464	1,695	1,999	791	517	770	7,236
関係金融機関等による金融支援の合意取付	332	361	319	229	60	190	1,491
うち 産業復興機構による債権買取決定	110	144	49	—	20	16	339
うち 買取支援完了	104	129	34	—	14	7	288
うち 法的破綻	2	8	0	—	0	1	11
うち 私的整理等	4	5	2	—	1	1	13
うち その他の金融支援（債権買取決定以外）	222	217	270	229	40	174	1,152
東日本大震災事業者再生支援機構へ引継	55	100	30	4	5	2	196
相談対応中、各種助言、専門家・支援機関の紹介、制度説明等で終了	1,077	1,234	1,650	558	452	578	5,549

（注1）買取支援完了は、金融機関からの融資によるExit先等の累計。

2. 金融支援の内容

（単位：件）

	産業復興機構 による債権買取	直接放棄	第二会社方式	DDS、DES	貸出条件変更	その他金融支援	特別リスケジュール
全県相談センター合計	339	8	23	67	948	275	170

（注2）一案件につき、複数の支援手法を用いるケースがあるため、上記「関係金融機関等による金融支援の合意取付」の件数とは一致しない。

（注3）DDSは、産業復興機構による債権買取に伴って実施したDDSは除く。

関連指標等

○関連条文

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）

（支援決定）

第十九条

1～6 （略）

7 支援決定は、機構の成立の日から平成三十三年三月三十一日までの期間内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、一年を限り、その期間を延長することができる。

（債権の管理及び処分等）

第二十七条（略）

2～4 （略）

5 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない

（主務大臣）

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四項、第二十五条第二項、第二十七条第四項、第四十一条並びに第四十二条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

2・3 （略）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携に関する要請文

令和6年4月12日
金融庁
農林水産省

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携について

本年3月19日に、政府において「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、その中で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）については、引き続き、「機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。」とされました。

震災から13年を経て、今後、機構の事業再生計画期間（支援決定から最長15年）の終了する案件が多く発生することが見込まれることから、被災事業者の再生支援を一層促進するため、傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願い致します。

記

震災以降の時間の経過とともに、被災事業者を取り巻く環境も変化してきた中、支援決定を行った事業者の事業再生について、機構による事業再生に向けた取組みに加え、事業再生計画期間の終了後も見据え、支援決定時に支援を表明した金融機関の関与がこれまで以上に期待されるようになっている。

こうした中、関係する金融機関は、本部・支店で協働した組織的な支援体制の下、機構と十分な連携を図り、被災事業者の事業について主体的かつ継続的にモニタリング及び支援を行うこと。

また、被災事業者がおかれた環境は厳しいものがある中、個々の事業者が抱える課題を踏まえ、支援完了に向けて必要な支援を主体的かつ継続的に事業者ごとに検討し、着実に実施していくこと。

以上

産業復興機構との連携に関する要請文

令和4年4月28日
財務省
厚生労働省
農林水産省
中小企業庁

株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
一般社団法人全国信用保証協会連合会

「産業復興機構による債権買取事業者」に対する支援等について

東日本大震災に伴う二重ローン問題対応として設置した産業復興機構による被災事業者の債権買取につきましては、産業復興機構が震災前債権を買取った事業者（以下、「債権買取事業者」という。）の経営再建に向けた資金繰り・経営改善支援等に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

震災から11年が経過し、令和4年度以降、債権買取から最長10年間の支援期間満了により、事業者が官民金融機関から融資を受けて産業復興機構に一括返済して債権を買い戻す（以下、「エグジット」という。）時期が到来することとなります。

この間の債権買取事業者の経営動向をみますと、事業者の懸命な努力と関係機関の各種支援により、経営再建が順調に進捗している事例も数多くみられますが、人口減少等の構造問題に加えて、相次ぐ自然災害の発生、原子力災害に伴う影響のほか、新型コロナウイルス感染症の影響から、厳しい経営状況に置かれている事業者が一定数存在する状況です。

政府では、昨年3月9日、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、債権買取事業者の再生を実現するべく引き続き取り組むこととしており、エグジットに向けて必要となる融資等への支援につきましても、民間金融機関を中心とした取組を推進するべく、債権買取事業者のメイン金融機関等を個別に訪問等して協力を依頼しているところ です。

つきましては、エグジット支援の徹底及び協調体制の一層の充実等の観点から、貴機関にもこれまで同様のご支援をお願いするべく、以下の事項を要請いたしますので、貴機関の職員等への周知・徹底をお願いいたします。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ. 復興を支える仕組み - 2. 法制度 - （3）東日本大震災事業者再生支援機構法等

○今後の課題

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構については、支援決定期限の令和2年度末までの期間に、支援措置の周知を徹底し、できる限り多くの事業者が制度を活用できるよう、全力で実施。
- ・ 支援継続中の事業者を、事業再生計画の完了まで支援。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 第三者の関係機関（官民合同チーム等）との連携の早期開始が重要。
- ・ 支援継続中事業者のモニタリングにおいて、金融機関との情報共有・連携体制の構築が重要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

13. 産業・生業の再生

○ 主な評価・教訓

- ・ 企業活動に係る指標は概ね震災前の水準程度に回復するなど、全体として被災地の迅速な復旧・復興につながった。
- ・ グループ補助金を活用した事業者の一部は過剰な設備投資により自己負担分の融資返済が困難な状況にある、先が見通せない震災直後は過大な申請を行いがちで段階的な支援が必要との指摘がある。
このため、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応をとっており、今後の災害時にも同様の対応が必要。
- ・ 金融支援では、事業環境変化等も含めて個々の被災事業者の置かれた状況に応じきめ細かく対応することが重要。
- ・ 産業面でも復興事前準備を考えると、あるべき復興の姿と現状のギャップを分析して今後の復興に生かすことが必要との意見がある。

1 これまでの主な取組

【新ハンズオン支援について】

- 平成24年度より、被災地域企業に専門家を派遣し、民間企業から出向の復興庁職員のノウハウも活用して、経営層との対話を通じた経営課題の特定・共有及び、その解決を図る取組を実施。
- 具体的には、新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、販路拡大、生産性向上・効率化等の課題解決に取り組む企業又は複数の事業者で構成するグループに対し、専門家等が伴走して支援を実施。
- また、令和5年度からは、商談会への出展を通じた販路拡大の実現に向けて専門家等が伴走してグループ単位で実施する販路拡大グループ支援、後継者難等の悩みを抱える事業者に対する事業承継の実現に向けた支援（例えば、簡易な事業価値査定、日本政策金融公庫のマッチング制度への登録サポート）を実施。

【結の場について】

- 平成24年度より、被災地企業と支援企業（経営資源の豊富な大企業等）とのマッチングを通じて被災地企業において販路拡大をはじめとする幅広い経営課題を解決する結の場を実施。

2 成果

【新ハンズオン支援について】

- 新ハンズオン支援事業の支援対象は、被災3県の個社（個社支援）又はグループ（グループ支援）としており、これまでに、延べ 324 社の個社支援、延べ 92 件・368 社のグループ支援を実施。そのうち、個社支援については、製造業（水産・食品加工業を含む）が198件と過半数を占めたが、その他にも宿泊業、サービス業、卸小売業など多様な業種を支援した。グループ支援についても、製造業のほか、複数業種の事業者から成るグループも含め多様な業種を支援した。
- 昨年度の支援先事業者からは、「売上が一昨年度比約3倍に増えた」、「ネット販売の売上が増加した」、「商談会でのマッチング先と成約できた」、「販売ターゲットや販売方針を明確にできた」等の声が聞かれた。

【結の場について】

- 結の場においては、これまでに、延べ40回開催（岩手県12回、宮城県16回、福島県12回）。その中で、水産加工・食品関連企業をはじめとする被災地企業364社、首都圏等の支援提案企業1,027社が参加。
 - 昨年度の支援先からは「普段接点のない他業種の企業と商談することができた」、「新たな販路開拓・商品開発のきっかけになった」等の声が聞かれた。
- ※ これまでの新ハンズオン支援事業や結の場における支援先について、支援の成果や課題について分析を行い、ノウハウ・知見の共有を図るために公表を行う予定。

○被災三県で、平成27年度～令和5年度までの間に延べ324社を支援。				
年度	岩手県	宮城県	福島県	合計
H27年度	6件 (製造:5 他:1)	9件 (製造:7 建設:1 卸小売:1)	6件 (製造:3 卸小売:2 他:1)	21件 (製造:15 建設:1 卸小売:3 他:2)
H28年度	16件 (製造:10 卸小売:1 宿泊:1 サ:2 他:2)	17件 (製造:14 宿泊:1 サ:1 他:1)	12件 (製造:9 宿泊:2 他:1)	45件 (製造:33 卸小売:1 宿泊:4 サ:3 他:4)
H29年度	22件 (製造:13 宿泊:3 サ:3 他:3)	18件 (製造:16 農業:1 サ:1)	13件 (製造:3 農業:1 卸小売:1 宿泊:5 サ:2 他:1)	53件 (製造:32 農業:2 卸小売:1 宿泊:8 サ:6 他:4)
H30年度	15件 (製造:7 農業:1 宿泊:3 他:4)	18件 (製造:13 漁業:1 卸小売:1 宿泊:2 サビ:1)	19件 (製造:11 農業:1 建設:1 宿泊:1 飲食:2 他:3)	52件 (製造:31 農業:2 漁業:1 建設:1 卸小売:1 宿泊:6 飲食:2 サビ:3 他:5)
R1年度	14件 (製造:8 漁業:1 卸小売:1 宿泊:2 サ:1 他:1)	14件 (製造:8 卸小売:3 飲食:1 サ:2)	14件 (製造:6 農業:1 建設:1 宿泊:2 飲食:1 サ:3)	42件 (製造:22 農業:1 漁業:1 建設:1 卸小売:4 宿泊:4 飲食:2 サ:6 他:1)
R2年度	9件 (製造:4 漁業:1 卸小売:2 飲食:1 サ:1)	16件 (製造:12 卸小売:2 宿泊:1 他:1)	12件 (製造:2 農業:1 建設:1 卸小売:1 宿泊:1 飲食:1 サ:4 他:1)	37件 (製造:18 農業:1 漁業:1 建設:1 卸小売:5 宿泊:2 飲食:2 サ:5 他:2)
R3年度	8件 (製造:3 農業:1 卸小売:1 飲食:2 サ:1)	6件 (製造:5 卸小売:1)	19件 (製造:8 農業:5 卸小売:3 他:3)	33件 (製造:16 農業:6 卸小売:5 飲食:2 サ:1 他:3)
R4年度	8件 (製造:8)	12件 (製造:9 卸小売:1 サビ:2)	9件 (製造:8 宿泊:1)	29件 (製造:25 卸小売:1 宿泊:1 サ:2)
R5年度	5件 (製造:2 卸小売:1 宿泊:1 サ:1)	5件 (製造:3 農業:2)	2件 (製造:1 飲食:1)	12件 (製造:6 農業:2 卸小売:1 宿泊:1 飲食:1 サ:1)
合計	103件 (製造:60 農業:2 漁業:2 卸小売:6 宿泊:10 飲食:3 サ:9 他:11)	115件 (製造:87 農業:3 漁業:1 建設:1 卸小売:9 宿泊:4 飲食:1 サ:7 他:2)	106件 (製造:51 農業:9 建設:3 卸小売:7 宿泊:12 飲食:5 サ:9 他:10)	324件 (製造:198 農業:14 漁業:3 建設:4 卸小売:22 宿泊:26 飲食:9 サ:25 他:23)

※注:業種については総務省「日本標準産業分類」の大分類を基に分類。(製造…製造業、サ…サービス業、他…例:不動産管理業、商業施設運営、複数業種を営む事業者等)

○H24年～R5年度までに被災3県の事業延べ92件（368社）に対して支援実施				
年度	岩手県	宮城県	福島県	合計
H24年度	2件（卸小売:1 他:1）	4件（農業:1 漁業:1 建設:1 他:1）	1件（他:1）	7件（農業:1 漁業:1 建設:1 卸小売:1 他:3）
H25年度	2件（製造:1 他:1）	2件（製造:1 農業:1）	3件（卸小売:1 飲食:1 サ:1）	7件（製造:2 農業:1 卸小売:1 飲食:1 サ:1 他:1）
H26年度	3件（製造:3）	4件（製造:2 農業:1 卸小売:1）	3件（製造:2 他:1）	10件（製造:7 農業:1 卸小売:1 他:1）
H27年度	4件（製造:4）	6件（農業:1 製造:4 サ:1）	5件（製造:3 農業:1 他:1）	15件（製造:11 農業:2 サ:1 他:1）
H28年度	4件（製造:1 卸小売:1 他:2） （12社）	5件（製造:3 宿泊:1 他:1）	3件（製造:1 サ:1 他:1） （7社）	12件（製造:5 卸小売:1 宿泊:1 サ:1 他:4） （24社）
H29年度	3件（製造:1 漁業:1 他:1） （8社）	4件（製造:1 卸小売:2 他:1） （12社）	5件（製造:1 農業:1 飲食:1 他:2） （22社）	12件（製造:3 農業:1 漁業:1 卸小売:2 飲食:1 他:4） （42社）
H30年度	3件（製造:1 他:2） （14社）	3件（農業:1 製造:1 他:1） （10社）	3件（農業:1 他:2） （23社）	9件（製造:2 農業:2 他:5） （47社）
R1年度	2件（他:2） （11社）	2件（他:2） （13社）	2件（他:2） （11社）	6件（他:6） （35社）
R2年度	1件（他:1） （7社）	1件（他:1） （5社）	2件（他:2） （19社）	4件（他:4） （31社）
R3年度	2件（漁業:1 他:1） （13社）	1件（他:1） （5社）	1件（他:1） （6社）	4件（漁業:1 他:3） （24社）
R4年度	- -	2件（他:2） （2社）	1件（他:1） （6社）	3件（他:3） （8社）
R5年度	1件（1） （32社）	1件（卸小売:1） （84社）	1件（他:1） （2社）	3件（卸小売:1 他:2） （118社）
合計	27件（製造:11 漁業:2 卸小売:2 他:12） （108社）	35件（製造:12 農業:4 漁業:1 卸小売:4 建設:1 宿泊:1 サ:1 他:11） （152社）	30件（製造:8 農業:3 卸小売:1 飲食:2 サ:2 他:15） （108社）	92件（製造:31 農業:8 漁業:3 建設:1 卸小売:7 宿泊:1 飲食:2 サ:3 他:38） （368社）

※注:業種については総務省「日本標準産業分類」の大分類を基に分類。(製造…製造業、サ…サービス業、他…例:産学連携、複数業種の事業者から成るグループ等)

株式会社ヤマナカ（宮城県石巻市）

■ 企業概要

- 宮城県石巻市で地元の養殖貝類を製造・加工・販売。業務用販売中心だが近年BtoC商品開発にも従事。県産素材にこだわった「OYSTER PATE」は2020年水産加工品品評会で最高賞受賞。

■ 課題/テーマ

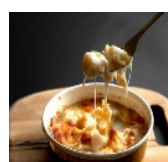
- BtoC販路開拓支援、営業戦略策定・ノウハウ獲得支援

■ 支援内容

- 魅力を伝える商品仕様書の作成・商談ポイントの指導
- 有望販売先の選定と商談トライアルの実施

■ 支援成果

- これまで、成分などを記載した製品仕様書に近いものを使っていたが、BtoC業界のバイヤーに魅力を伝えるため、「**開発経緯**」、「**差別化ポイント**」、「**製法**」、「**材料へのこだわり**」などがわかる仕様書を作成
- バイヤーはどういった点に注目するか、どういった点を忌避するかなど、**バイヤーとの商談におけるポイントを指導**
- オイスターパテ、ホタテグラタンの特徴（材料へのこだわり、高単価）を踏まえ、「高価格帯スーパー」、「デパート」、「原材料などにこだわった商品を扱う通販会社」などを有望ターゲットとして選定
- ターゲットリストのうちいくつかは実際に期間中に商談、テストマーケティングを行い、取引成立に至った。



石巻市における中小企業の販路開拓支援

（事業主体：石巻商工会議所）

■ 支援内容

- 石巻商工会議所会員事業者への販路拡大・営業力強化に向けた支援を実施。
- 合同セミナー・ワークショップ、水産バイヤーによる講演等に加え、個社指導を通じて各社の課題解決に向けた具体的施策を検討し、必要なツール・PR素材を作成。
- 商談会・即売会での取引獲得に向けた実演指導、飲食・流通事業者とのマッチング、海外展開に向けた支援等を実施。

■ 支援成果

- 支援を通じて新たな販路・顧客層を獲得するための新商品を開発。
- 商工会議所主催商談会、大手企業とのマッチング等により、多くのバイヤーへの商品PRを実現。
- 国内ホテル、飲食店、社員食堂のほか、シンガポールの物産店等との取引開拓を実現。
- ホヤのマレーシア展開に向けて、現地市場への進出可能性を確認（今後も取り組み継続予定）。

個社の課題と解決策（例）

利益率を高めるためにどのように商品づくりを進めるか？

専門家・事務局・復興庁がともに検討し、ターゲットや単価・サイズを見直した新商品を開発！



自社と商品の強みをどのようにわかりやすく伝えていくか？

これまで整理されていなかった強みをともに議論する中で明確にし販促ツールでPR！



顧客をどのように店舗やECに引き込んでいけばよいのか？

顧客にアプローチして接点を作り、誘客とリピート化を図るプロセスを明確化！



塩釜水産物仲卸市場におけるグループ支援

(事業主体：協同組合塩釜水産物仲卸市場)

集客イベント『朝勝』実施、新コンセプト&新キャッチコピー作成、データマーケティング導入等を行い、メディア向け試食会にて発信。狙い通りの集客、月間売上増につながった。

支援内容

新コンセプト&新キャッチコピーの作成と集客イベント『朝勝』の実施 (R4)

- 新たなマークで親しみのある市場ヘリブランディング
- 朝ご飯の聖地を目指し、10店舗で朝勝メニュー導入

従来から高い人気を誇る『マイ海鮮丼』の更なる訴求 (R5)

- ポップやサイネージを作成し各店舗等へ設置
- インフルエンサーによるSNSでの『マイ海鮮丼』動画配信

メディア露出による認知の獲得

- メディア向け試食会の実施 (R4)
- 東北民放4局の夕方ニュース、新聞、WEB記事等
110媒体に掲載 (R4)
- 急回復するインバウンド需要を狙った海外向けの情報発信 (R5)
- 地元インフルエンサーを活用したPR活動 (R5)

データマーケティングの導入 (R4)

- AIカメラによる来訪者の定量調査、分析を実施。

支援の成果

- 過去最高の月間売上を記録した店舗も出現 (R4)
- 来訪者数の平日・休日差などの数値化を初実施 (R4)
- 県外/市外からの来訪者と若者や外国客の増加 (R4)
- 国内外のTV番組等メディア掲載 (R5)
- GoogleのAI判定で『マイ海鮮丼』が名物として認定 (R5)



市場のあり方を表現する新キャッチコピー



各店で考案提供された『朝勝』メニュー



集客イベント『朝勝』PRポスター

【結の場の事例】

有限会社満福農園×イオンスーパーセンター

新たな販路開拓を課題としていた有限会社満福農園に対し、支援提案企業であるイオンスーパーセンターから、マルシェでの出店の提案等が行われた。

同マルシェでの販売が好調であったことから、スーパー店舗の産直売り場での継続的な取引が実現した。



参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

5. 「新しい東北」の創造

○今後の課題

- ・蓄積したノウハウの普及・展開、持続可能な活動を行う環境整備を推進。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・多様な主体が平時から地域に根差して活動し、連携しやすい環境整備を進めることが適當。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

9. 「新しい東北」の創造

○主な評価・教訓

- ・民間の人材やノウハウを最大限活用し、コミュニティ形成等の地域課題の解決や地域の特色に応じた産業・生業の再生等につながる事例が創出された。
- ・先導モデル事業については、支援した先駆的な取組の7割近くは取組の目標を達成しており、一定の成果を上げた。
- ・また、こうした事業については、元々が実証的な取組であることを考慮すれば、選定作業の簡素化・迅速化を図ることも検討すべきである。
- ・地域づくりハンズオン支援事業は単なる補助金等とは異なり、支援対象団体自体の自走可能性を高めることにつながり得るが、行政の関与が不十分だと支援効果は低減するとの指摘がある

参考：行政事業レビューシート抜粋

○事業の目的

東日本大震災の被災地の多くは、震災以前から人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題が顕著であり、インフラや住宅等のハードの復旧が進んだとしても、中長期的に地域課題の深刻化が予想される。そのため、復興を契機として生まれた多様な主体の連携による地域課題解決に向けた先導的な取組を普及・展開することを通じて、被災地において全国のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する。

○活動内容

被災地域企業と支援企業とのマッチングを目的としたワークショップの開催や専門家派遣等により、被災地域企業の経営課題の解決支援を行うとともに、それらの支援で得られた成果について、課題解決に向けた取組みの先進事例として発信する。

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
被災地域企業の経営課題解決に向けたマッチングイベントの実施、専門家等による支援の実施及び被災地域企業における先進事例の収集・紹介	①マッチングイベントにおけるマッチングセッション数、 ②専門家等による支援実施件数、③被災地域企業による先進事例の紹介件数の合計	活動実績	件	228	238	239	-	-
		当初見込み	件	216	198	226	184	184

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

被災地域企業の経営課題解決に向けたマッチングイベントの実施や専門家等による支援を実施することにより、被災地域企業の経営課題の解決につながるため、成果目標として設定

○ 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							7	年度
被災地域企業の経営課題の解決 平成27年度から令和7年度までの成果指標の 累計件数を1,800件とする。	マッチングイベントの実施や専門家 等による支援等による被災地企業の 経営課題の解決件数	成果実績	件	141	212	257	－	
		目標値	件	114	153	230	1,800	
		達成度	%	123.7	138.6	111.7	－	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒支援対象企業等へのヒアリング・アンケート結果及び新ハズオン支援事業の事業実施報告書等								

3－6 産業・生業（新しい東北（新ハンズ・結の場以外））

1 これまでの主な取組

- 「「新しい東北」の創造に向けて（提言）」取りまとめ（平成26年4月18日復興推進委員会）
 - 「新しい東北」の創造に向け、被災自治体のみならず、企業・NPOなど民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、「人々の活動」（産業・生業の再生、コミュニティの形成）の復興に取り組んできた。
 - 第2期復興・創生期間においては、「「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する」という基本方針の下、以下のような取組を展開。（産業関係の取組については「新しい東北」の創造②参照）
- 【「新しい東北」官民連携推進協議会（平成25年度～）】
- ・ メールマガジン、ポータルサイト等による定期的な情報発信を実施。
 - ・ 被災3県毎に産官学が参加した意見交換会を開催。各県の課題に対応し、多様な主体による協議・協働を生み出すイベントを企画・開催。
- 【「新しい東北」復興・創生の星顕彰（平成28年度～）】
- ・ 人口減少や産業空洞化などの全国の他地域にも共通する課題等の解決に取り組み、「新しい東北」の創造に向けて貢献している個人・団体を顕彰。
- 【Fw:東北Fan Meeting（平成29年度～）】
- ・ 復興の好事例・ノウハウの被災地内外への展開、東北のファンづくりを目的としたワークショップの開催。
- 【地域づくりハンズオン支援事業（平成29年度～）】
- ・ 地域課題の解決に取り組むNPO等に対し伴走型の支援を行い、取組の自走化・一般施策への接続を目指す。

2 成果

【「新しい東北」官民連携推進協議会】

- ・被災地内外の1,280団体が加盟（令和6年3月時点）。

【「新しい東北」復興・創生の星顕彰】

- ・8カ年の累計で81団体・個人を顕彰。
- ・受賞団体の取組を、モデルケースとして被災地内外に普及展開するべく、事例集を作成・公表。

【Fw:東北Fan Meeting 】

- ・7カ年の累計で138回のワークショップを開催、4,000名を超える参加者に情報発信。
- ・開催後のアンケートでは、参加により新たなアクションが起きたり、新たなつながりを持てたりする可能性が高まった等の声が多数。

【地域づくりハンズオン支援事業】

- ・7カ年の累計で37件の支援を実施。
- ・各団体への支援により、各団体と被災地内外の企業・団体や地方自治体との間の連携の創出や、他地域で同種の地域課題に対応するための活動を行う団体の参考となる事例の創出につながっている。

（参考）支援事例：日本カーシェアリング協会（令和3年度）

- ・伴走型の支援により、全国の民間企業・自治体との間で協定を結び、大規模災害で車を失い、移動に困難を抱える被災者に対して、無償で車を貸し出す枠組みを立ち上げ。全国34団体、15自治体と協定を結び（令和6年2月時点）、今般の能登地震においても活躍。

参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 5．「新しい東北」の創造

①これまでの取組

- ・平成 26 年 4 月の提言を踏まえ、単なる原状回復にとどまらず、民間人材やノウハウを東北の復興に活用する取組として、モデル事業の実施、企業間のマッチングの場の提供、専門家の派遣、ビジネスコンテスト等の取組を実施。

②成果

- ・地域における様々な課題の解決をきめ細かく図り、地域の特色に応じた産業・生業の再生につながる事例あり。

③今後の課題

- ・蓄積したノウハウの普及・展開、持続可能な活動を行う環境整備を推進。

④今後の大規模災害に向けた教訓

- ・多様な主体が平時から地域に根差して活動し、連携しやすい環境整備を進めることが適当。

参考：これまでの議論

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

9. 「新しい東北」の創造

○主な評価・教訓

- ・民間の人材やノウハウを最大限活用し、コミュニティ形成等の地域課題の解決や地域の特色に応じた産業・生業の再生等につながる事例が創出された。
- ・先導モデル事業については、支援した先駆的な取組の7割近くは取組の目標を達成しており、一定の成果を上げた。
- ・また、こうした事業については、元々が実証的な取組であることを考慮すれば、選定作業の簡素化・迅速化を図ることも検討すべきである。
- ・地域づくりハンズオン支援事業は単なる補助金等とは異なり、支援対象団体自体の自走可能性を高めることにつながり得るが、行政の関与が不十分だと支援効果は低減するとの指摘がある

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業の目的

東日本大震災の被災地の多くは、震災以前から人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題が顕著であり、インフラや住宅等のハードの復旧が進んだとしても、中長期的に地域課題の深刻化が予想される。そのため、復興を契機として生まれた多様な主体の連携による地域課題解決に向けた先導的な取組を普及・展開することを通じて、被災地において全国のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する。

○ 予算額・執行額（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	595	298	329	304	315
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	34	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	629	298	329	304	315
執行額(G)		583	278	301		
執行率(%) =(G)/(F)		93%	93%	91%		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/{(A)+(B)}		98%	93%	91%		

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 活動内容①

被災地の団体等が地域課題解決に向けた先駆的な取組を自走化・ステップアップさせていくために、「被災地内外との緩やかなつながりの構築」や「取組主体の自主・自律的な行動と新たな活動の展開」に重点をおいた、きめ細かな支援を実施する。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
被災地のNPO等の地域課題解決に向けた取組が自走化・ステップアップするよう、ニーズに応じたきめ細やかな支援を実施する	被災地のNPO等に対して支援を実施した件数	活動実績	件	4	3	3	-	-
		当初見込み	件	4	3	3	3	3

○ 成果目標①の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業においては、地域課題の解決に向けた取組を進める団体等を支援する過程で、団体のニーズに応じた複数の年間目標を設定しており、その達成状況を短期アウトカムとして設定した。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 成果目標及び成果実績①（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
							-	年度
支援した被災地のNPO等の取組が次年度以降も持続的に進められるような形で定着する	支援の過程で設定した年間目標の達成割合	成果実績	%	83	73	93	-	
		目標値	%	80	80	80	-	
		達成度	%	104.1	91.6%	116.6%	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
⇒地域づくりハンズオン支援事業の事業報告書等。なお、単年度毎に目標値を設定し、点検を行っているため目標年度及び目標年度における目標値は空欄としている。								

○ 成果目標及び成果実績①（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							7	年度
過年度に支援した被災地の団体の取組等が継続されている	平成29年度から令和6年度までに支援をした団体の取組等の継続割合 ※ 現時点において、継続割合を算出していないため、令和4年度までの成果実績及び目標値は記載不可	成果実績	%	-	-	-	-	
		目標値	%	-	-	-	70	
		達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
⇒過年度の地域づくりハンズオン支援事業で支援をしたNPO等へのヒアリング等								

参考：行政事業レビューシート抜粋

- 活動内容②
「新しい東北」に関心のある者の交流、東北のファンづくり、好事例やノウハウの被災地内外への展開を目的としたワークショップを開催する

- 活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
「新しい東北」に関心のある者の交流等を目的としたワークショップを開催する	ワークショップの開催件数	活動実績	件	17	13	20	-	-
		当初見込み	件	17	13	20	14	-

- 成果目標②の設定理由（アウトプットからのつながり）
本事業においては、ワークショップの企画内容に応じて参加者数の目標値を定めており、ワークショップ開催の周知やワークショップを通じた情報発信が効果的に行われているかを判断する指標として、ワークショップの参加者数を成果指標とした。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 成果目標及び成果実績②（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
								- 年度
ワークショップの企画内容に応じた目標数の参加者数を確保し、情報発信を行う	ワークショップの参加者数	成果実績	人	590	553	605	-	
		目標値	人	408	360	550	-	
		達成度	%	144.6	153.6	110.0	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒Fw:東北 Fan Meetingの事業報告書等。なお、単年度毎に目標値を設定し、点検を行っているため目標年度及び目標年度における目標値は空欄としている。								

○ 成果目標②（短期アウトカムからのつながり）

本事業においては、ワークショップへの参加により、ワークショップ参加者に今後の協働・連携等に向けた機運が高まったかを分析するため、ワークショップの満足度等のKPIを定めており、当該指標を成果指標とした。なお、各年度における共通の指標としてワークショップの満足度を用いるが、各年に実施するワークショップの内容に対応する形で、登壇者との協働・共創意欲が高まったか、イベントを契機に新しいアクションを生み出す可能性を見い出せたか、実際に移住を行ったか等の参加者アンケートを行い、総合的に各年度のプログラムの成果を分析し、次年度以降のプログラム実施につなげることとする。

○ 成果目標及び成果実績②（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								-	年度
ワークショップへの参加者の今後の協働・連携等に向けた機運を高める	ワークショップの満足度	成果実績	%	90	82	80	-		
		目標値	%	80	80	80	-		
		達成度	%	112.5	102.5	100.0	-		
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒(出典)ワークショップ参加者へのアンケート調査									

1 これまでの主な取組

①現役の地方公務員を被災自治体に派遣（総務省スキーム①）

（財源：これまで総務省が被災市町村に震災復興特別交付税を交付）

ピーク時派遣人数 岩手県内672人 宮城県内1185人（平成26年10月1日時点）

※本資料（4－1）は岩手県、宮城県を念頭に記載（以下、同じ）

※総務省公表資料「東日本大震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査」等から抽出

- ・ 全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築（総務省）

②被災自治体が自治体OBなどの任期付職員を直接雇用（総務省スキーム②）

（財源：これまで総務省が被災市町村に震災復興特別交付税を交付）

ピーク時在職人数 岩手県内513人 宮城県内716人（平成28年10月1日時点）

※総務省公表資料「東日本大震災に係る任期付職員の在職状況調査」等から抽出

- ・ 被災自治体における任期付職員等の募集情報等について総務省ホームページに掲載（総務省）

③復興庁が主に民間の方を非常勤国家公務員として採用し被災自治体に派遣駐在（復興庁スキーム）

（財源：復興庁経費）

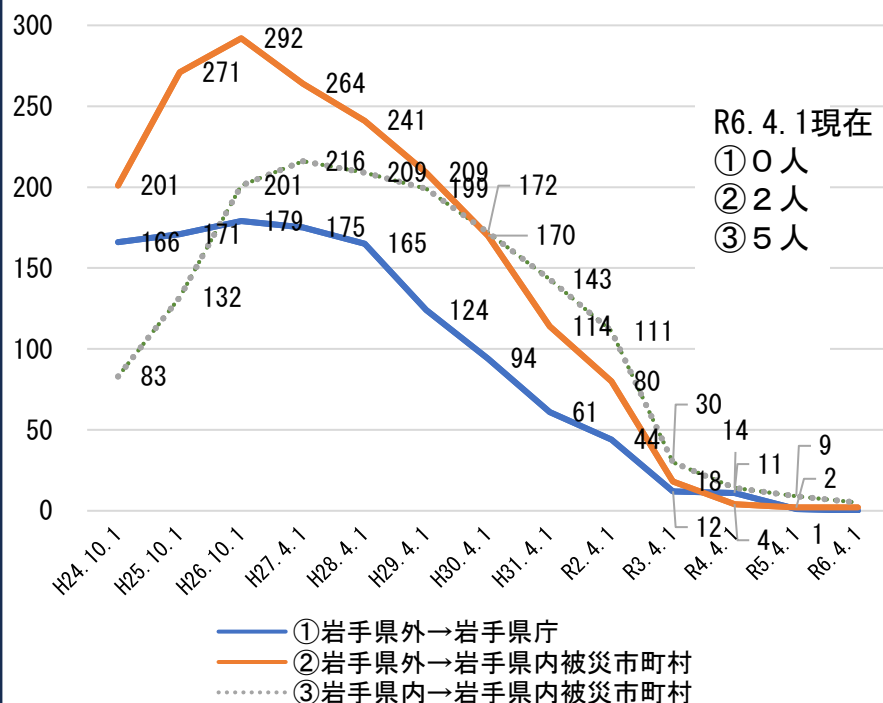
ピーク駐在人数 岩手県内62人 宮城県内71人（平成27年3月1日時点）

2 成果①

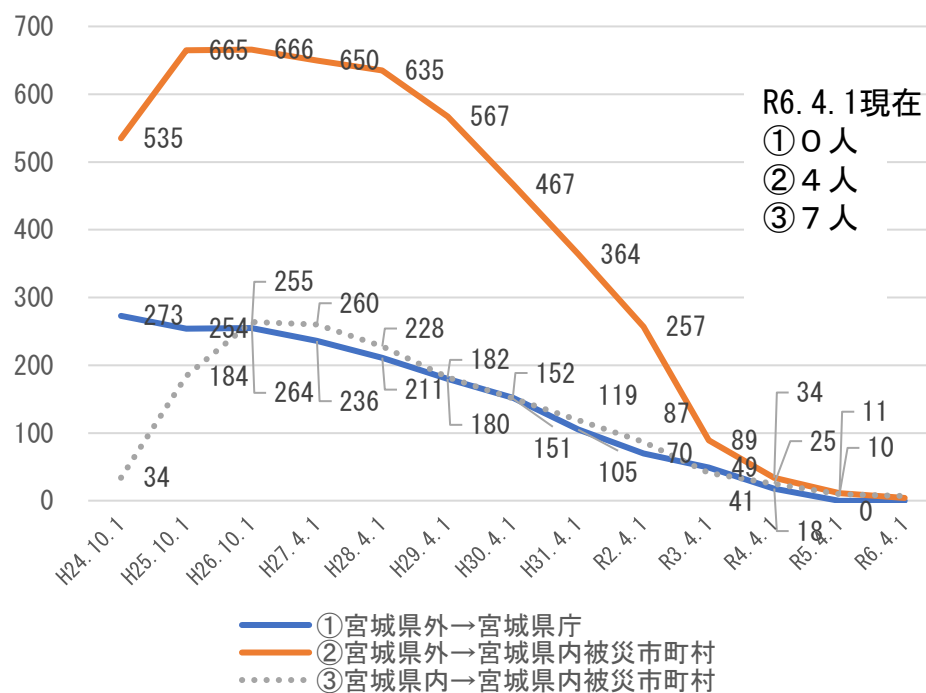
①被災自治体への地方公務員の派遣（総務省スキーム①）

- ・ 県の内外から派遣された多数の地方公務員が支援。
- ・ 県庁は、自らが県外からの派遣を受けつつ、並行して県内被災市町村へ派遣し支援。
- ・ 現在では事業の進捗とともに地方公務員の派遣数は大幅に減少。

(ハ) 地方公務員の派遣数の推移（岩手県内分）



(ハ) 地方公務員の派遣数の推移（宮城県内分）



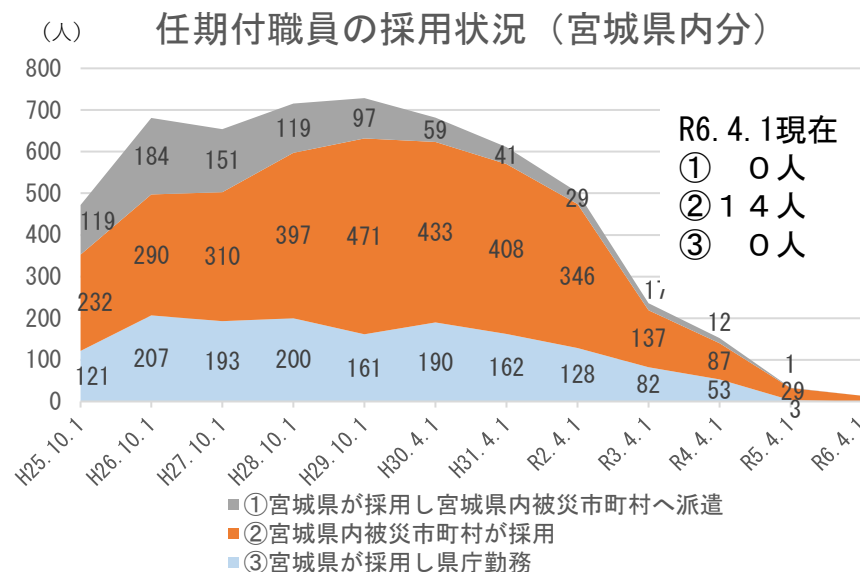
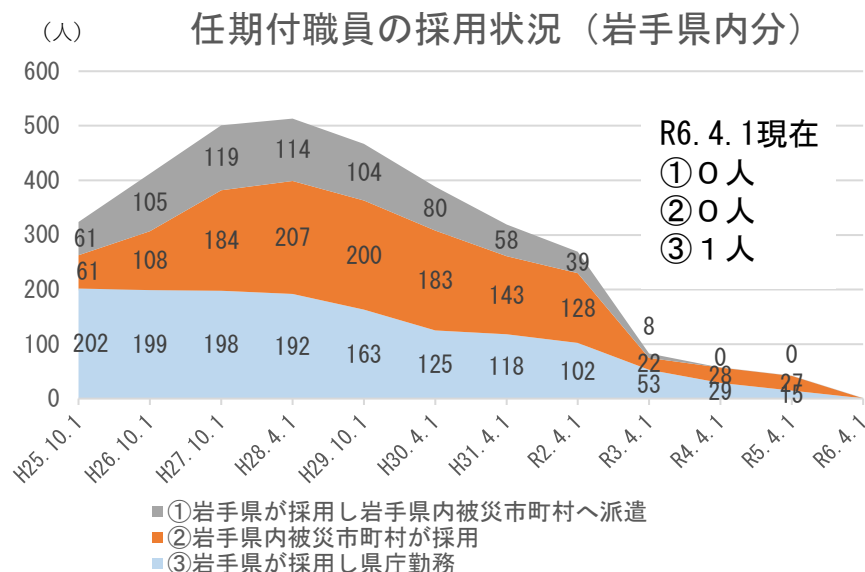
※R5.4.1以前の数値は、総務省公表資料等から算出（平成31年以降は、地方自治法第252条の17に基づく派遣による人数）。

※R6.4.1時点の数値は、岩手県及び宮城県の公表資料及び聞き取りによる人数。

2 成果②

②被災自治体における任期付職員の採用（総務省スキーム②）

- ・ 県及び被災市町村により、多数の任期付職員が採用され、復興事業に従事。
- ・ 現在では事業の進捗とともに復興事業に従事する任期付職員数は大幅に減少。
- ・ 県が雇用し市町村に派遣する人数は、令和5年4月1日時点で岩手県0人、宮城県1人。
- ・ 被災市町村が必要な任期付職員の大部分は被災市町村自らが採用活動を行う。



※R5.4.1以前の数値は、総務省公表資料等から算出（平成31年以降は、地方自治法第252条の17に基づく派遣による人数）。

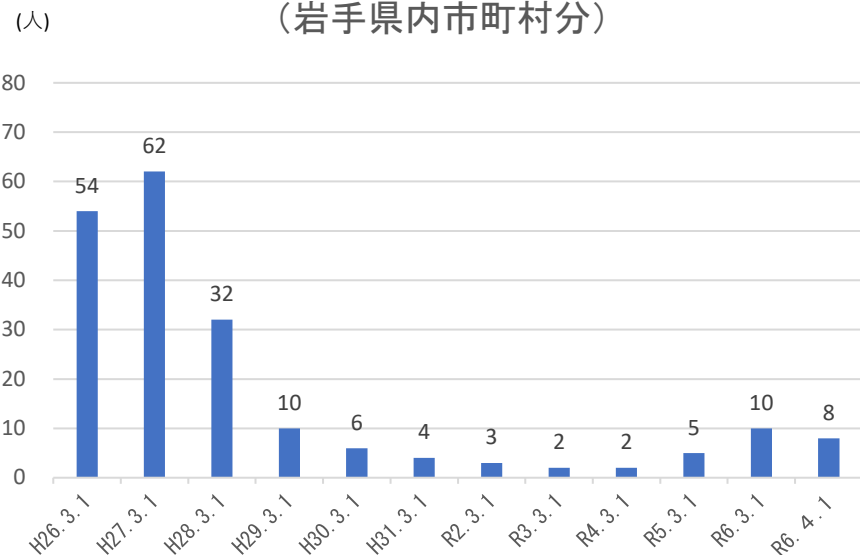
※R6.4.1時点の数値は、岩手県及び宮城県の公表資料及び聞き取りによる人数。

2 成果③

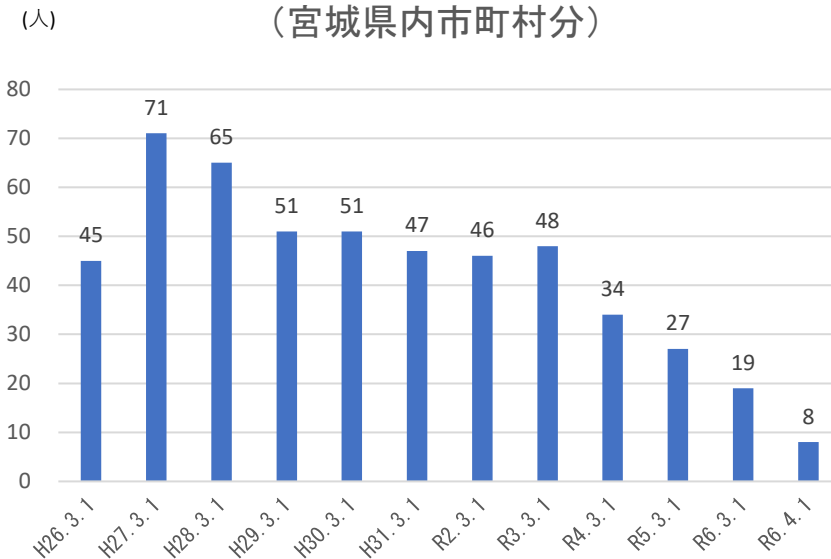
③非常勤国家公務員の被災自治体への派遣駐在（復興庁スキーム）

- ・総務省スキーム①②をもってなお不足する分を補完

非常勤国家公務員（復興庁）の駐在人数
（岩手県内市町村分）



非常勤国家公務員（復興庁）の駐在人数
（宮城県内市町村分）

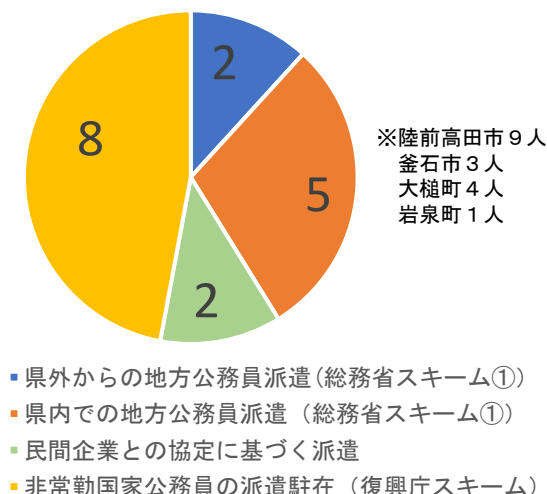


※復興庁とりまとめ

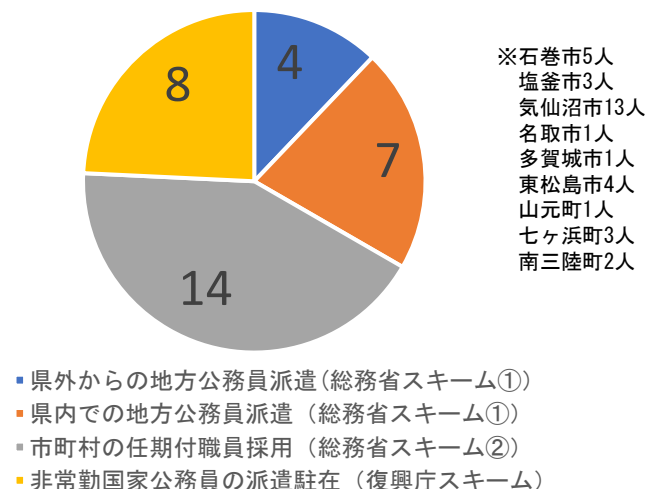
2 成果（現状：令和6年4月1日現在）

- ・地震・津波被災地域においては、復興事業の進捗に伴い、復興関係業務に必要な人員数は減少傾向。
- ・岩手県被災市町村で17人、宮城県内被災市町村で33人の人員が従事。

岩手県内被災市町村※の人材確保（17人）の内訳
（令和6年4月1日現在）



宮城県内被災市町村※の人材確保（33人）の内訳
（令和6年4月1日現在）



※岩手県、宮城県公表資料から算出

- ・「第2期復興・創生」期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針
（令和6年3月19日閣議決定）

人材確保対策への支援は、「第1期復興・創生期間内に完了しなかった単独災害復旧事業、第2期復興・創生期間以降に残る事業に対応するための人材確保対策」のために継続する措置。

参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ．復興を支える仕組み - 3．自治体支援

○今後の課題

- ・ 復興・創生期間後の地方公共団体支援のあり方について、引き続き検討。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 来るべき大規模災害においても、被害の規模・態様に応じて、今回の地方公共団体支援の例を参考として、適切に対応することが必要。
- ・ 今後の大規模災害に備え、不足感が強い技術職員を地方公共団体が確保・育成していく視点も必要。また、民間の力の導入も有効。

参考：これまでの議論

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

15. ボランティア・NPO、行政相互の連携等

○主な評価・教訓

- ・ ボランティアの主体が個人から、団体・企業レベルに広がり、企業が継続的かつ目的意識をもって被災地で活動したことは、大きな変化との評価がある。
- ・ NPOの立場からは予算の仕組みが単年度ごととなっているため、事業を数年先まで見据えられないといった指摘がある。
- ・ 中間支援組織等がコーディネーターとして、ネットワーク形成支援や、資金助成、人材育成、組織運営面でのノウハウ提供をしたことで、効果的な支援を行った。
- ・ 民間企業からも一般事務のみならず、土木職等の技術職員も積極的に派遣がなされ、効果的であった。
- ・ 全国の自治体職員を派遣するスキームが効果的に機能した。
- ・ 国職員の副町長等での派遣は、国と直接コミュニケーションする機会が増えた被災自治体にとって効果的だった

4-2 地方単独事業（震災復興特別交付税）

1 これまでの主な取組

- 平成23年11月の第3次補正予算に基づく財源措置と特別立法等をもとに制度が導入される。
→第1次・第2次補正に係る復旧事業等に係る地方負担分についても遡及して措置。
 - 平成24年度予算より東日本大震災復興特別会計が設置される。
 - 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常の収支・特別交付税とは別枠で財源を確保（復興財源）し、個々の被災団体の負担をゼロとするように、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月の2回交付）。
- ＜算定項目＞ 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等）、地方税等への減収額の補てん
- 【平成23～令和5年度 交付累計額】 5兆6,569億円

＜東日本大震災の措置の例＞

○地方単独事業の場合

震災復興特別交付税により全額措置

100%

東日本大震災からの復旧・復興事業に関する地方負担分について震災復興特別交付税で措置する（直轄・補助事業については国庫補助金を充当し、その補助裏について措置）。

○【参考】国直轄・補助事業（復旧事業）

震災復興特別交付税

国費 90%以上

○【参考】国直轄・補助事業（復興事業）

震災復興特別交付税

国費 80%程度（復興交付金）

※

※平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業（例：道路整備事業）は、地方負担の95%を措置。

【参考】＜その他の災害の措置の例＞

○地方単独事業（復旧事業）の場合

元利償還金の一定割合を後年度普通交付税措置

地方債を充当（充当率：最大100%）

通常の災害では、地方債を起債し、元利償還金の一定割合を後年度の普通交付税で措置する（適債性のある事業に限る。）。

○国直轄・補助事業（復旧事業）

国費（例：道路2/3以上）

地方債

○国直轄・補助事業（復興事業）

元利償還金の95%を後年度普通交付税措置

国費（例：道路1/2）

元利償還金一定割合を
後年度普通交付税措置

地方債

1 これまでの主な取組

○算定項目（抜粋）※令和5年度時点

地方単独事業

- ・ 単独災害復旧事業費
- ・ 災害復旧事業費、り災世帯数等に基づく算定（現年分）
- ・ 中長期職員派遣、職員採用
- ・ 福島県の警察官の増員
- ・ 非常勤職員公務災害補償
- ・ 被災児童、生徒等スクールバス
- ・ 選挙
- ・ 原発事故関係
（除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、避難元市町村と避難住民との関係維持支援）
- ・ 復興支援員
- ・ メンタルヘルス対策
- ・ 震災減収対策企業債に係る利子支払額

地方税等の減収額

- ・ 条例による地方税、使用料、手数料等の減免額
- ・ 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額

1 これまでの主な取組

○震災復興特別交付税と特別交付税の違い（令和５年度算定）

	震災復興特別交付税	特別交付税（地方交付税）
根拠省令	地方団体に対して交付すべき令和五年度の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令	特別交付税に関する省令
財源	<u>東日本大震災復興特別会計</u> から繰入れにより確保	地方交付税総額のうちの６％
措置率	直轄・補助事業の地方負担額（95％～100％） 地方単独事業費・地方税等の減収額（100％）	各費目による（30％～80％）
交付決定	９月と３月の年２回	12月と３月の年２回

※震災復興特別交付税は通常の特別交付税とは異なる省令を根拠とし、異なる財源を確保したうえ、地方単独事業費及び地方税等の減収額については100％措置される。

※地方交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の33.1％、酒税の50％、消費税の19.5％、地方法人税の法定率分とされる（地方交付税法第６条第１項）

2 成果

○ 地方単独事業

令和5年度の交付決定額は108億500万円（対前年度比：▲20.9%）

主な内訳は以下のとおり。

（1）単独災害復旧事業費

令和5年度の交付決定額は1億3,700万円（対前年度比：▲84.8%）

（2）中長期職員派遣・職員採用

令和5年度の交付決定額は60億9,200万円（対前年度比：▲24.5%）

（3）風評被害対策等

令和5年度の交付決定額は24億8,900万円（対前年度比：▲1.7%）

○ 地方税等の減収額の補てん

（条例による地方税、使用料・手数料等の減免額、地方税法等の規定に基づく減収見込額）

令和5年度の交付決定額は295億9,000万円（対前年度比：▲14.2%）

○ 震災復興特別交付税の交付決定額は、平成23年度当初は全体で8,000億円を超える規模であったが、年々減額しており、令和5年度の交付決定額は全体で716億9,900万円となっている（対前年度比：▲10.6%）。

関連指標（算定項目別交付額）

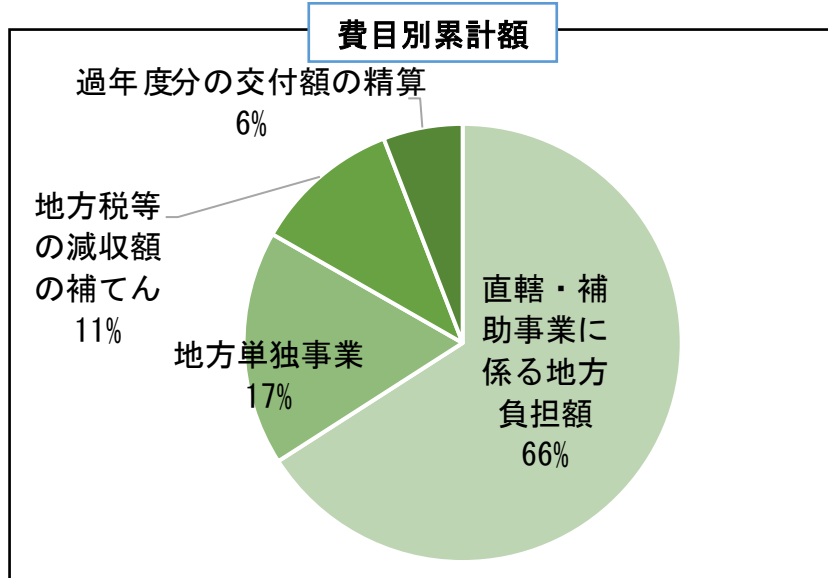
単位：百万円

算定項目		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
直轄・補助事業に係る地方負担額		522,135	398,038	389,037	406,766	480,110	418,416	369,451	359,427	399,197	334,137	57,792	44,871	45,624
地方単独事業		190,861	320,327	85,928	88,512	85,772	75,958	73,698	55,644	50,012	42,989	17,394	13,652	10,805
主な内訳	単独災害復旧事業費	165,582	71,203	36,364	39,023	41,364	31,339	34,775	21,276	19,181	18,008	1,723	902	137
	中長期職員派遣・職員採用	4,791	20,707	27,293	31,717	33,206	32,970	30,183	26,903	23,384	18,953	10,771	8,068	6,092
	風評被害対策等	4,717	10,861	7,624	7,010	4,329	4,086	3,562	3,440	3,475	2,970	2,524	2,531	2,489
地方税等の減収額の補てん		100,453	54,202	76,984	79,203	73,445	43,416	42,553	38,342	38,938	43,906	40,916	34,475	29,590
過年度分の交付額の精算		0	▲8,032	▲44,875	▲60,033	▲50,380	▲50,070	▲47,499	▲23,270	▲24,796	▲20,290	▲19,712	▲12,806	▲14,320
合計		813,449	764,536	507,074	514,446	588,948	487,721	438,205	430,144	463,351	400,735	96,390	80,192	71,699

（注）端数処理により、合計が一致しないことがある。

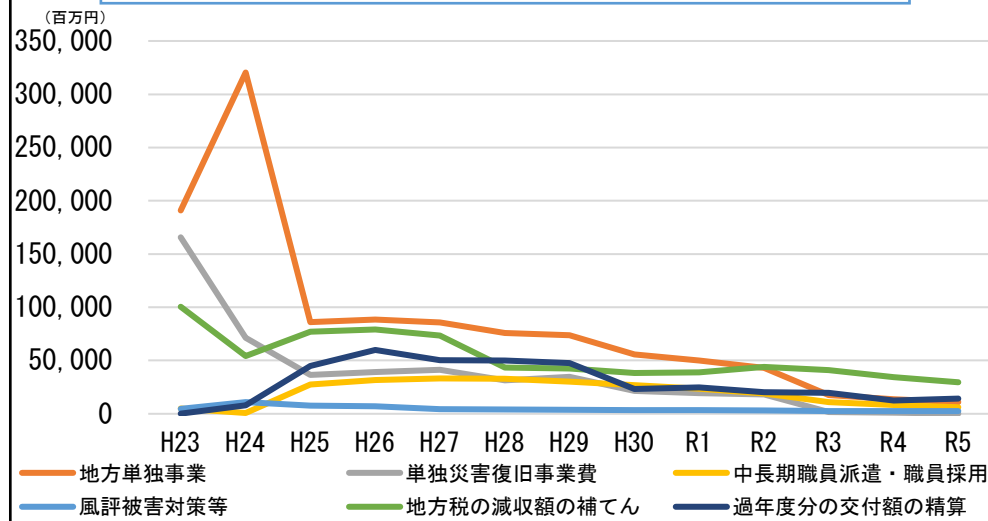
関連指標（算定項目別交付額）

○費目別交付額の分析



費目別累計額においてはその半数以上を直轄・補助事業に係る地方負担額が占めているが、地方単独事業は全体の約5分の1ほどを占めている。地方単独事業の主な内訳は、単独災害復旧事業費が43.3%、中長期職員派遣・職員採用が24.7%、風評被害対策等が5.3%である。

地方単独事業費・地方税等の減収額の補てんの推移



地方単独事業費及び地方税等の減収額の補てんに係る交付額の推移において、交付額は全体的に減少傾向ではあるが、地方税等の減収額の補てんについては、平成28年度以降ほぼ横ばいであり、現在も被災団体において地方税の減収額の補てんが必要な状況が続いている。

※地方単独事業は単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等の合計額。

関連指標（都道府県別交付額）

単位：百万円

都道府県名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
青森県	20,652	18,013	8,519	6,950	9,587	7,038	6,953	6,423	8,466	6,874	917	1,065	563
岩手県	134,612	144,243	89,249	110,453	131,359	127,235	100,905	103,027	110,150	84,438	11,309	3,357	4,280
宮城県	321,015	350,896	212,925	181,257	215,910	170,045	134,568	128,517	135,073	117,571	15,201	6,357	5,416
福島県	150,531	146,717	115,285	132,117	143,554	136,958	143,933	138,592	152,428	134,660	49,812	63,188	55,034
茨城県	100,330	40,205	35,366	44,216	50,278	36,340	41,280	34,778	42,556	39,731	12,506	5,431	5,702
その他	86,309	64,462	45,731	39,454	38,261	10,106	10,566	18,806	14,677	17,460	6,645	794	704
合計	813,449	764,536	507,074	514,446	588,948	487,721	438,205	430,144	463,351	400,734	96,390	80,192	71,699

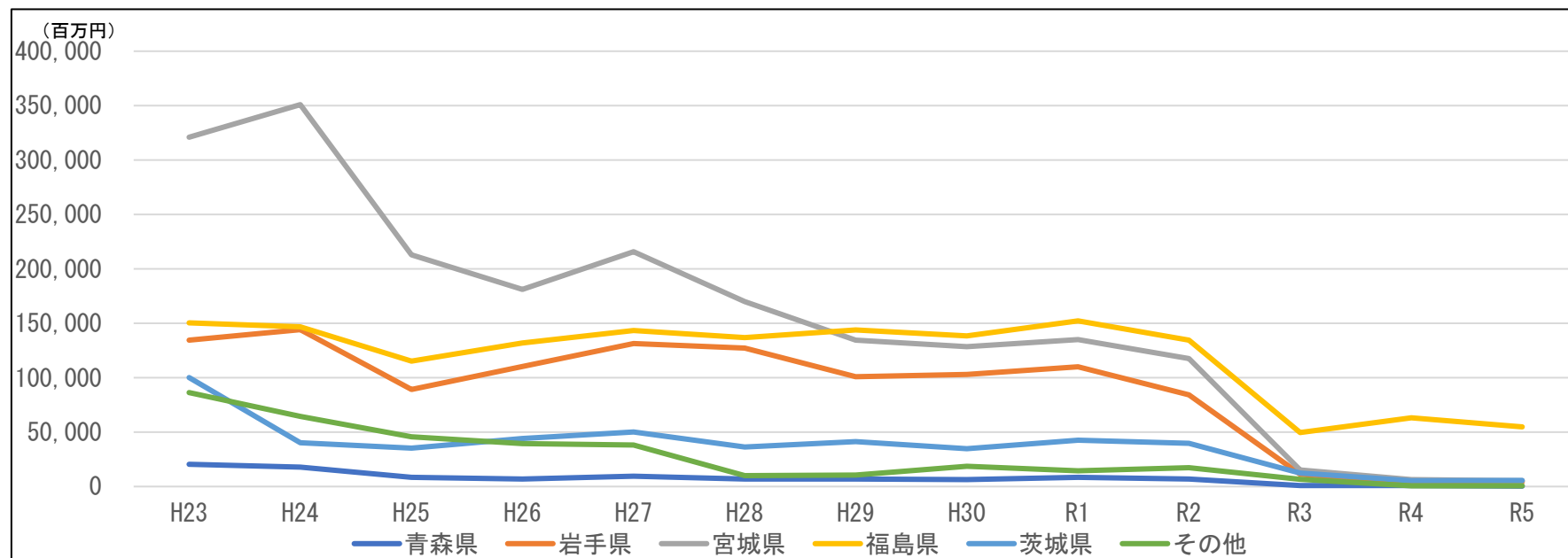
（注）都道府県分と市町村分の合算額を記載。

（注）東日本大震災の被災県のうち、震災復興特別交付税の交付額が多い県を抜粋。

（注）端数処理により、合計が一致しないことがある。

関連指標（都道府県別交付額）

都道府県別交付額の推移



都道府県別交付額の推移は、震災当初は岩手県が最も交付額が多かったが、平成29年度以降は福島県の交付額が最も多くなり、現在も500億円規模の震災復興特別交付税が交付されている。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ. 復興を支える仕組み - 1. 復旧・復興事業の規模と財源

○今後の課題

- ・ 復興・創生期間後の地方公共団体支援のあり方について、引き続き検討。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 来るべき大規模災害においても、被害の規模・態様に応じて、今回の地方公共団体支援の例を参考として、適切に対応することが必要。
- ・ 今後の大規模災害に備え、不足感が強い技術職員を地方公共団体が確保・育成していく視点も必要。また、民間の力の導入も有効。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

6. 予算・税制

○主な評価・教訓

- ・ 「復興財源フレーム」の策定により、被災自治体が安心して復興事業に取り組むことが可能となった。
- ・ 復興財源について、学術会議等からも提案のあった増税によって確保したことには意義があるとの評価がある。
- ・ 復興予算について、スピード感を優先して自治体の裁量をどこまで認めるべきか、国がどこまで方向づけすべきかを考えることが必要との意見もある。
- ・ 地方負担がゼロだったために事業が過大になったとの指摘がある。
- ・ 復興基金の運用は、長期的に必要なソフト支援のために、あらかじめ複数年度にわたるNPO等の活動を助成する等柔軟な対応ができる財団方式にすると良かったとの指摘もあった。

5 震災伝承

1 これまでの主な取組

○国営追悼・祈念施設

- ・地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備

○震災遺構・伝承施設、伝承団体

- ・「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」の発行（令和5年3月）
- ・持続可能な震災伝承活動に係る課題について、調査・整理（令和5年度）
- ・震災の語り部等への大臣感謝状を贈呈（令和5年度～）

○ノウハウの普及展開・復興政策の評価

- ・「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」（令和3年3月公表）
官民の膨大な取組事例を収集・調査し、専門的知見も踏まえ、事例から教訓・ノウハウを抽出
教訓・ノウハウの海外展開のため、英訳版の作成
- ・「東日本大震災の教訓継承事業」（令和4年度～）の一環として、
 - 「復興政策10年間の振り返り」（令和5年8月公表）
第1期復興・創生期間の終了に至るまで（平成23年度～令和2年度）の
復興に係る国の組織や取組の変遷等について収集・整理し、評価や課題をとりまとめ
 - 東日本大震災の被災者個人の生活再建や事業再生等に係る経験・教訓を「国民知見」として収集
（令和5年度～）

を実施。

- ・東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」の公表（令和5年3月）

○2025年日本国際博覧会（2025年大阪・関西万博）に関する復興庁の取組（令和5年度～）

- ・「Build Back Better（ビルド・バック・ベター：よりよい復興）」をコンセプトとした
「災害対策・震災伝承」、「食・水産」、「最新技術」及び「福島国際研究教育機構」に関する
「復興のストーリー」等の展示に向けた検討
- ・「万博を通じて描いた被災地の未来像」を「遺産（レガシー）」として残すためのデジタルモニュメントの
制作に向けた検討
- ・復興庁展示のメインターゲットである「若年層」「家族層」「外国人」等への認知拡大を通じてより多くの
方々に被災地まで足を運んでいただけるよう、インターネット等を活用し、復興庁展示の関連情報を発信

2 成果

○ 国営追悼・祈念施設

【岩手・宮城】令和2年度末に整備完了

【福島】令和7年度内での完成を目指し、引き続き整備を推進

○ 震災遺構・伝承施設

- ・「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」において、75の東日本大震災伝承施設を紹介。被災3県の全学校や全国の県教育委員会、公立図書館等に配布。記憶と教訓の継承、防災・減災意識の向上に寄与した。
- ・震災の語り部等への大臣感謝状を計67名に贈呈

○ ノウハウの普及展開・復興政策の評価

- ・「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」を47都道府県防災担当部局、被災3県内の市町村防災担当部局、伝承施設等に配布。
また、英訳版を復興庁に来訪したウクライナ副首相、ウクライナ訪問団、ハワイ州知事や、昨年2月に大地震に遭ったトルコ・シリア両国の駐日公館に提供したほか、各国の在外公館等にも配布することで、知見の海外への展開を行っている。
- ・「復興政策10年間の振り返り」を47都道府県防災担当部局、被災3県内の市町村防災担当部局や、公立図書館等に配布。「復興政策10年間の振り返り」の有識者会議委員からは、重要な後世に残るものになったと評価があった。
- ・「国民知見」の収集のため、51人の被災者からインタビューを実施。

○ 2025年日本国際博覧会（2025年大阪・関西万博）に関する復興庁の取組

- ・万博会場内「EXP0メッセ」にて令和7年5月19日（月）から24日（土）までの間の展示が内定
- ・「2025年大阪・関西万博 復興ポータルサイト」を公開し、東日本大震災に関する基本的情報や万博での展示に関連した被災地住民、事業者等へのインタビュー記事を掲載

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承

○今後の課題

- ・ いまだに根強く残る風評被害への対応を進めることが必要。
- ・ 岩手県、宮城県、福島県において国営追悼・祈念施設の整備を推進。
- ・ 東日本大震災の貴重な教訓を全国各地の防災力向上につなげていく取組の推進

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

16. 記憶・教訓の継承

○主な評価・教訓

- ・ 資料散逸と記憶風化を防止するためデジタルアーカイブ等が重要。「ひなぎく」には大変意義があるとの評価がある。
- ・ 被災市町村のマンパワーには限りがあるため、大規模災害時の関連資料の収集やアーカイブ構築は都道府県が行い、市町村の人的・財政的負担を軽減することが重要との意見がある。
- ・ 被災により土地の歴史文化・郷土芸能・民族生活などが失われてしまうため、事前にアーカイブしておくことが重要。
- ・ 震災遺構の保存や追悼施設の整備に復興交付金が活用できて良かったとの被災自治体からの評価がある。
- ・ 震災遺構等リアルなアーカイブを含めたコンテンツの全体像について、タイムリーに更新すべきとの意見がある。
- ・ 震災伝承活動についての実態把握とフォローアップが十分でないとの指摘がある。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業の目的

今後、起こりえる大規模災害からの復興及び平時からの備えのために、東日本大震災から得られた知見を国内外で生かすことができるようにする。

○ 予算額・執行額（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の 状況	当初予算(A)	-	-	74	73	143
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	2	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	-	-	76	73	143
執行額(G)		-	-	76		

○ 活動内容①

復興政策10年間の振り返りの本文の取りまとめに向けて、外部専門家による有識者会議を開催する。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
外部専門家による有識者会議を年間4回行う	会議の開催回数	活動実績	－	－	－	4	－	－
		当初見込み	－	－	－	4	－	－

○ 成果目標①の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業は、復興政策10年間の振り返りの本文を作成・公表することを目的としたものであるため、アウトカムとしてR5年夏に10年振り返りの取りまとめを公表することを設定した。

○ 成果目標及び成果実績①（長期アウトカム）

復興政策10年振り返り本文の公表

※ 復興政策10年振り返り本文の公表時期（R5年夏）

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 活動内容②

復興過程で国民が得た経験等についての自治体等の記録紙・学術研究・報道等を把握し、生活再建や生業の再生等に係る教訓等の抽出・分析に向けて必要な資料の収集等を行う。

○ 活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
自治体等の記録誌などから、被災者個人の情報の収集を行う。	情報の収集件数	活動実績	件	-	-	1,296	-	-
		当初見込み	件	-	-	1,000	-	-

○ 成果目標②の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業において収集された生活再建や生業の再生等に係る国民が得た教訓等を基礎的な資料とし、今後の防災・減災対策や復興に活用する普及啓発手法について検討を進めているところであるため、当該検討も踏まえて作成・東日本大震災の教訓継承サイトで公表した普及啓発コンテンツの数をアウトカムとして設定した。

○ 成果目標及び成果実績②（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								6	年度
東日本大震災の教訓継承に係るHPのコンテンツの充実	東日本大震災の教訓継承に係るHPのコンテンツ数	成果実績	—	—	—	4	—		
		目標値	—	—	—	4	18		
		達成度	%	—	—	100.0%	—		
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒(出典)復興庁HP 東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」(https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/index.html#gsc.tab=0)									